

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：地方農政局 整理番号（ 25 ）

| 事務・権限自己仕分けシート（個票）                 |   |
|-----------------------------------|---|
| 事務・権限名                            | 農業構造の改善に関する事務（民間に対する助成）   |
| 事務・権限の概要                          | <p>【目的・概要】<br/>食料の安定供給の確保を図るため、食料・農業・農村基本計画に基づき、国のイニシアチブの下、6次産業化による付加価値向上分を経営に取り入れる取組等を支援することを通じて意欲ある多様な農業者の育成・確保を図る。</p> <p>【関係する計画】<br/>・ 食料・農業・農村基本計画</p> <p>【出先機関が実施している具体的な業務内容】<br/>・ 都府県・市町村・農業関係団体等施策対象者に対し、事業趣旨・内容を説明<br/>・ 事業に即した取組を推進する観点から、事業実施主体が作成する事業実施計画書等の指導・助言・審査・承認<br/>・ 事業実施主体に対する交付手続<br/>・ 事業を適正かつ確に実施されるよう指導・助言し、実績を把握<br/>施設整備事業については、整備した施設の財産処分の承認</p> |
| 予算の状況<br>（単位：百万円）                 | 農業主導型6次産業化整備事業：636百万円   |
| 関係職員数                             | 120人の内数   |
| 事務量（アウトプット）                       | <p>平成21年度実績</p> <p>A 広域連携アグリビジネスモデル支援事業<br/>実績額：481百万円<br/>事業実施地区：4箇所</p> <p>B 地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業<br/>実績額：5,016百万円<br/>事業実施地区：625地区；2,504経営体</p>   |
| 地方側の意見                            | 全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）<br>地方移管する事務  |
| その他各方面の意見                         | —   |
| 既往の政府方針等                          | <p>【食料・農業・農村基本計画（平成22年3月閣議決定）】</p> <p>○ 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進<br/>戸別所得補償制度の導入により、兼業農家や小規模経営を含む意欲あるすべての農業者が農業を継続できる環境を整備するとともに、新規就農者を幅広く確保し、農業経営の多角化・複合化等の6次産業化による付加価値の向上分を経営に取り入れる取組を後押しすること等により、競争力ある経営体が育成・確保されるようにする。</p>   |
| 自己仕分け<br><br>【仕分け結果】<br><br>C - c | <p><u>国と地方の役割分担</u></p> <p>1 この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 具体的には、6次産業化による付加価値向上分を経営に取り入れる取組等を支援することを通じて、意欲ある多様な農業者の育成・確保を図ることは、ひいては国の責務である食料自給率を向上させ、食料の安定供給を将来にわたり確保していくことに資するものであることから、国が実施すべき業務である。</p>   |

|    |   |
|----|---|
|    | <p>このため、現状のとおり、国として統一的政策の方向性を持ち、かつ、地域の個別事情に精通する地方農政局が、個別案件毎の実情に即し効率的かつ効果的に施策を講ずることが適当である。</p> <p>3 特に、本事務については、国がイニシアチブを発揮することが適当であり、県域を超えた広域的な連携・取組も想定されることから、国において実施することが必要である。</p> <p><u>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障が生じる理由</u></p> <p>現在地方農政局が行っている当該事務を本省において行うこととした場合、最大で120人を本省に移管する必要がある。さらに、距離的制約から、</p> <p>① 事業の適正な実施のため、事業実施主体等に対する説明会の開催、現地指導を行うとともに、これらの者からの問い合わせにも的確に対応することや、</p> <p>② 全国の事業実施主体に対する補助金の審査・交付事務</p> <p>③ 財産処分の申請があった場合の現地確認等の手続</p> <p>を一括して行うことが困難になることから、事務の効果的かつ円滑な運用・実施に著しい支障が生じるおそれがある。このため、本事業については、引き続き農政局で実施する必要がある。</p> |
| 備考 |   |

事務・権限自己仕分けシート

|                          |  |             |            |
|--------------------------|--|-------------|------------|
|                          |  | 出先機関名：地方農政局 | 整理番号（ 26 ） |
| <b>事務・権限自己仕分けシート（個票）</b> |  |             |            |
| 事務・権限名                   | 農業構造の改善に関する事務（地方公共団体に対する助成）  |             |            |
| 事務・権限の概要                 | <p><b>【目的・概要】</b><br/>食料の安定供給の確保を図るため、食料・農業・農村基本計画に基づき、<br/>ア 農業者の努力・取組を支援することを通じて意欲ある多様な農業経営の育成・確保を図るとともに、<br/>イ 農地制度の適切な運用、意欲ある農業者への農地等の利用集積の推進等を通じ、農業生産の基盤である農地の確保や有効利用の促進を着実に進める。</p> <p><b>【関係する法令】</b><br/>・ 農地法、農業経営基盤強化促進法、農業委員会等に関する法律</p> <p><b>【関係する計画】</b><br/>・ 食料・農業・農村基本計画</p> <p><b>【出先機関が実施している具体的な業務内容】</b><br/>ア) 補助事業関係<br/>i 都府県・市町村・農業関係団体等施策対象者に対し、事業趣旨・内容を説明<br/>ii 事業に即した取組を推進する観点から、事業実施主体が作成する事業実施計画書等の指導・助言・審査<br/>iii 知事に対する交付手続き<br/>iv 事業が適正かつ的確に実施されるよう指導・助言し、実績を把握<br/>施設整備事業については、整備した施設の財産処分の承認<br/>イ) その他<br/>i 農地等の権利移動に関する事務<br/>ii 農地等についての利用権の設定等の促進<br/>iii 農地の利用関係の調整にかかる不服申立て及び訴訟等に関する事務<br/>iv 国有農地等の管理・処分に関する事務</p> |             |            |
| 予算の状況<br>（単位：百万円）        | <p><b>【ア 意欲ある多様な農業経営の育成・確保】</b><br/>① 経営体育成交付金：8, 145百万円<br/>② 強い農業づくり交付金：14, 385百万円の内数</p> <p><b>【イ 農地の確保と有効利用の促進】</b><br/>③ 農地利用集積事業：4, 002百万円<br/>④ 農地制度実施円滑化事業費補助金：5, 259百万円<br/>⑤ 農業委員会交付金：4, 776百万円<br/>⑥ 農地調整費交付金：118百万円</p> <p><b>【ウ その他（農地制度の運用に関する経費）】</b><br/>⑦ 農業経営基盤強化事業事務取扱交付金：1, 810百万円</p>   |             |            |
| 関係職員数                    | 120名の内数  |             |            |
| 事務量（アウト<br>プット）          | <p><b>【平成21年度実績】</b><br/>A 強い農業づくり交付金（経営構造対策）<br/>実績額：39, 432百万円の内数<br/>事業実施地区：57地区<br/>B 農業委員会費補助金<br/>実績額：6百万円<br/>事業実施農業委員会数：141委員会<br/>C 農業委員会交付金<br/>実績額：4, 194百万円<br/>事業実施農業委員会数：1, 554委員会<br/>D 農地調整費交付金<br/>実績額：89百万円<br/>事業実施地区：45箇所</p>  |             |            |

|   |  |
|---|--|
|   | E 農業経営基盤強化事業事務取扱交付金<br>実績額：1, 178百万円<br>事業実施地区：45箇所  |
| 地方側の意見  | 全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）<br>廃止・民営化等する事務  |
| その他各方面の意見   | —  |
| 既往の政府方針等  | 【食料・農業・農村基本計画（平成22年3月閣議決定）】<br>○ 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進<br>戸別所得補償制度の導入により、兼業農家や小規模経営を含む意欲あるすべての農業者が農業を継続できる環境を整備するとともに、新規就農者を幅広く確保し、農業経営の多角化・複合化等の6次産業化による付加価値の向上分を経営に取り入れる取組を後押しすること等により、競争力ある経営体が育成・確保されるようにする。<br>○ 優良農地の確保と有効利用の促進<br>農地制度については、平成21年に農地法等を改正し、農地について権利を有する者の責務として「農地の適正かつ効率的な利用を確保しなければならない」旨の明確化、転用規制の厳格化等を措置したところであり、この制度を適切に運用することにより、食料自給率向上の基礎となる農地の確保や有効利用を着実に推進する。   |
| 自己仕分け<br><br>【仕分け結果】<br><br><div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px 0;">(例)<br/>C-c</div> | <u>国と地方の役割分担</u><br>1 この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。<br><br>2 具体的には、食料自給率を向上させ、食料の安定供給を将来にわたり確保していくことは国の責務であり、意欲ある多様な農業者の育成・確保を図るとともに、農地制度を適切に運用することにより農業生産の基盤である農地の確保や有効利用を着実に進めることが必要である。<br>このため、現状のとおり、国として統一的な政策の方向性を持ち、かつ、地域の個別事情に精通する地方農政局が、個別案件毎の実情に即し効率的かつ効果的に施策を講ずることが適当である。<br><br>3 特に、農地制度については、平成21年に農地法等を改正したところであり、食料自給率向上の基礎となる農地の確保や有効利用を着実に図るためにも、本事務は、国で実施する必要がある。<br><br><u>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障が生じる理由</u><br>現在地方農政局が行っている当該事務を本省において行うこととした場合、最大で120人を本省に移管する必要がある。さらに、距離的制約から、<br>① 事業の適正な実施のための事業実施主体等に対する説明会の開催、現地指導、問い合わせへの対応事務、<br>② 全国の事業実施主体に対する補助金の審査・交付事務<br>③ 施設整備事業の財産処分申請の際の現地確認等の手続を一括して行うことが困難となり、事務の効果的かつ円滑な運用・実施に著しい支障を生ずる。このため、本事業については、引き続き農政局で実施する必要がある。 |
| 備考  |  |

事務・権限自己仕分けシート

|                          |  |             |            |
|--------------------------|--|-------------|------------|
|                          |  | 出先機関名：地方農政局 | 整理番号（ 27 ） |
| <b>事務・権限自己仕分けシート（個票）</b> |  |             |            |
| 事務・権限名                   | ・農業を担うべき者の確保に関する事務（民間に対する助成）   |             |            |
| 事務・権限の概要                 | <p>【目的・概要】<br/>意欲ある多様な農業者による農業経営を推進するため、新規就農の促進を通じ、農業を担う多様な人材の育成・確保を図る。</p> <p>【関係する計画・通知等】<br/>・食料・農業・農村基本計画</p> <p>【出先機関が実施している具体的な業務内容】<br/>○ <u>新規就農者の育成・確保を図るための事業の実施</u><br/>・事業内容の周知、事業要望の取りまとめ<br/>・事業実施主体の作成する育成計画の審査、承認<br/>・事業実施主体への補助金の交付決定、支払い<br/>・事業実施主体から提出された成果目標の達成状況の点検評価<br/>・助成対象者の経営状況の把握等助成対象者の経営発展に向けたフォローアップに関する事務<br/>・その他当該事業の申請や執行に関する事業実施主体への助言等</p>  |             |            |
| 予算の状況<br>（単位：百万円）        | ・新規就農定着促進事業（平成 21 年度） 5, 4 8 3 百万円   |             |            |
| 関係職員数                    | 3 5 名の内数   |             |            |
| 事務量（アウト<br>プット）          | <p>新規就農定着促進事業（平成 21 年度実績）<br/>地域の協議会の支援の下で、新たに農業経営を開始した青年等が行う農業用の機械・施設等の導入を支援。農政局においては、管内における当該事業の執行に係る事務を担当。<br/>事業実施地区 476 地区、新規就農者 1,263 人<br/>（1 農政局当たり約 58 地区、新規就農者 約 159 人）</p>  |             |            |
| 地方側の意見                   | 全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成 22 年 7 月 1 5 日）<br>地方移管する事務  |             |            |
| その他各方面の<br>意見            |  |             |            |
| 既往の政府方針<br>等             |  |             |            |
| 自己仕分け<br><br>【仕分け結果】     | <p><b>国と地方の役割分担</b></p> <p>1 この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第 1 条の 2 第 2 項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 具体的には、将来にわたって国内の食料生産を継続するためには、それを担う農内外からの人材の育成・確保が不可欠であり、このための施策については、国が責任を持って取り組むことが必要である。</p> <p>3 特に本事業は、全国的な肥料や燃油高騰等による農業経営費の増加に伴い、元々経営が不安定になりがちな新規就農者の営農開始時の経営が一層厳しい状況にあることを踏まえ、こうした経営の早期安定を図るための措置として実施したものであり、全国的に迅速な事業の推進を図る観点から、国民に対する食料の安定供給という責務を担う国が直接実施することが必要である。また、国が直接実施した事業のフォローアップ等については、引き続き国として実施することが適当である。</p> |             |            |
|                          | <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;">C - c</div>   |             |            |

|    |  |
|----|--|
|    | <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障が生じる理由</p> <p>1 本事業は、ブロック毎に異なる地域特性や経営類型を踏まえつつ、事業管理として生産現場の実施主体や新規就農者を育成指導する普及指導センター等指導機関、市町村等関係機関との調整や確認等を必要とすることから、的確かつ効率的に実施するため農政局において執行を担っている。</p> <p>2 このようなことから、現在地方農政局が行っている当該事務を本省において行うこととした場合、最大で35人を本省に移管する必要がある。さらに、</p> <p>① 全国の各事業計画に照らして現場段階で経営の状況や成果目標等の達成状況等のフォローアップを実施する際、個別案件ごとの実情に即した判断ができず</p> <p>② 本省が個別にフォローアップを実施する場合、全国各地に出張せざるをえず、このための労力や費用も増大することから、事務の効率的かつ円滑な運用・実施に著しい支障が生じることとなる。このため、本事業については、引き続き農政局で実施する必要がある。</p> |
| 備考 |  |

事務・権限自己仕分けシート

|                          |  | 出先機関名：地方農政局 | 整理番号（ 28 ） |
|--------------------------|--|-------------|------------|
| <b>事務・権限自己仕分けシート（個票）</b> |  |             |            |
| 事務・権限名                   | ・農業を担うべき者の確保に関する事務（地方自治体に対する助成）  |             |            |
| 事務・権限の概要                 | <p><b>【目的・概要】</b><br/>意欲ある多様な農業者による農業経営を推進するため、新規就農の促進や農村における女性、高齢者の活動の促進を通じ、農業を担う多様な人材の育成・確保を図る。</p> <p><b>【根拠法令】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法</li> <li>・農業改良資金助成法</li> </ul> <p><b>【関係する計画・通知等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食料・農業・農村基本計画</li> <li>・男女共同参画基本計画</li> </ul> <p><b>【出先機関が実施している具体的な業務内容】</b></p> <p><b>1 新規就農者の育成・確保を図るための事業の実施</b></p> <p>ア 就農支援資金制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県の作成する貸付事業計画の審査、承認</li> <li>・都道府県への資金貸付の決定、支払い</li> <li>・都道府県による貸付事業の実施状況の把握</li> <li>・都道府県からの償還金の受入れ（原則年2回）</li> <li>・その他当該制度の運営に関する都道府県への助言等</li> </ul> <p>イ 農業改良資金制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県からの償還金の受入れ</li> <li>・都道府県の自主納付に係る納付金の受入れ</li> <li>・その他当該制度の運営に関する都道府県への助言等</li> </ul> <p>注）平成22年の法改正により農業改良資金の貸付事業の実施主体が都道府県から（株）日本政策金融公庫に変更となるが、当面の間は都道府県に造成されているこれらの資金の管理が必要。</p> <p>ウ 経営体育成交付金、強い農業づくり交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業要望の取りまとめ及び事業計画の妥当性の協議</li> <li>・成果目標の達成状況の点検（必要に応じて都道府県を指導）</li> <li>・その他当該事業の申請や執行に関する助言等</li> </ul> <p><b>2 その他の業務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性農業者を対象とした研修会の開催</li> <li>・農業委員会や農協等に対する女性農業者登用の要請</li> <li>・その他女性農業者による起業活動や家族経営協定の締結、農村高齢者のグループ活動の実態把握及び推進等</li> <li>・新規就農等に関する相談対応</li> </ul> |             |            |
| 予算の状況<br>（単位：百万円）        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・就農支援資金貸付金 9 1 5 百万円</li> <li>（・農業改良資金利子補給金 7 8 百万円）</li> <li>・経営体育成交付金 7, 6 5 9 百万円の内数</li> <li>・強い農業づくり交付金 1 4, 3 8 5 百万円の内数</li> </ul>   |             |            |
| 関係職員数                    | 3 5 名の内数   |             |            |
| 事務量（アウト<br>プット）          | <p><b>1 補助事業</b></p> <p>ア 就農支援資金制度<br/>新規就農の促進を図るため、「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に</p>  |             |            |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>関する特別措置法」に基づき、無利子資金貸付事業を行う都道府県に対する資金の貸付け及び貸付金を管理する事務。<br/> ※都道府県に造成されている資金（平成 20 年度末時点）<br/> 約 271 億円（1 農政局当たり約 27 億円）</p> <p>イ 農業改良資金制度<br/> 新たな経営による経営改善の取組を支援するため、「農業改良資金助成法」に基づき、都道府県が実施する無利子資金貸付事業における国からの貸付金等を管理する事務。<br/> ※都道府県に造成されている資金（平成 20 年度末時点）<br/> 約 312 億円（1 農政局当たり約 38 億円）</p> <p>ウ 経営体育成交付金、強い農業づくり交付金<br/> これらの補助事業に関する事務のうち、新規就農の推進に係る部分を担当。<br/> ※事業実施地区（平成 21 年度実績）<br/> ・経営体育成交付金（平成 22 年度からの事業）<br/> ・強い農業づくり交付金 31 地区（1 農政局当たり約 4 地区）</p> <p>2 その他（男女共同参画の推進等）<br/> ・農業委員会や農協等に対する女性農業者登用の要請<br/> （女性役員ゼロ組織は農協約 60 組合/農政局、農業委員会約 110 委員会/農政局）<br/> ・女性農業者を対象とした研修会の開催（農政局ごとに約 2 回/年）<br/> ・女性農業者による起業活動（約 1,300 件/農政局）<br/> ・家族経営協定の締結（全国で約 4 万件、年に 3 千件程増加）<br/> ・農村高齢者のグループ活動（約 600 件/農政局）<br/> ・新規就農等に関する相談対応（年間約 60 件/農政局）</p>        |
| 地方側の意見   | 全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成 22 年 7 月 15 日）<br>廃止・民営化等する事務  |
| その他各方面の意見  |  |
| 既往の政府方針等   |  |
| 自己仕分け<br>【仕分け結果】<br><div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">C - c</div> | <p><u>国と地方の役割分担</u></p> <p>1 この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第 1 条の 2 第 2 項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 具体的には、将来にわたって国内の食料生産を継続するためには、それを担う農内外から人材の育成・確保が不可欠であり、このための施策については、食料の安定供給の責務を担う国が責任を持って取り組むことが必要である。<br/> なお、地方自治体においても新規就農の促進に関する施策を講じているものの、地域毎の取組状況の格差は大きく、特に農外からの就農は、都市から農村地域へ就農を促す必要があり、県域の取組では賅えないことからブロック的に都市から農村地域をカバーしている農政局において取り組む必要がある。</p> <p>3 また、農業分野における女性の社会参画は未だ低い水準にあり、政府の進める男女共同参画目標の達成に向けて、国として加速化を図ることが必要である。その際、地域毎の参画促進の取組状況の格差が大きいことから、国の機関として全国的な視点を有し、かつ、地域の実情を知る地方農政局が取組の遅れている地域への重点的な働きかけを行うことが効果的である。</p> <p><u>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障が生じる理由</u></p> <p>1 各事業についてはブロック毎に異なる地域特性を踏まえつつ、事業管理として生産現場の実施主体や市町村等関係機関との調整や確認等を要することから、的確かつ効率的に実施するため農政局において執行事務を担っている。</p> |



|    |  |
|----|--|
|    | <p>2 現在地方農政局が行っている当該事務を本省において行うこととした場合、最大で35人を本省に移管する必要がある。さらに、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 資金貸付けの決定等については、47都道府県分の事務処理が特定時期に集中し、人的制約から事業の円滑かつ効果的な運営等に支障が生じること</li> <li>② 新規就農者の経営類型の違いや、女性参画状況の差など、地域の実情に応じた対応が難しいこと、</li> <li>③ 都市地域から農外就農希望者への就農支援が不十分となること</li> <li>④ 本省が現場に即した業務を実施する場合、全国各地に出張せざるをえず、このための労力や費用も増大すること</li> </ul> <p>により、事業の効率的かつ円滑な運用・実施に著しい支障を生ずる。このため、各事業については、引き続き農政局で実施することが必要である。</p> |
| 備考 |  |

事務・権限自己仕分けシート

|                   |  |            |
|-------------------|--|------------|
| 出先機関名： 地方農政局      |  | 整理番号（ 29 ） |
| 事務・権限自己仕分けシート（個票） |  |            |
| 事務・権限名            | 農家戸別所得補償制度に関する現金給付   |            |
| 事務・権限の概要          | <p>○ 今後国会提出を予定している農業者戸別所得補償法（仮称）により、農業者別の生産数量目標が定められた対象作物に係る農業所得を補償する交付金を措置。生産数量目標に即した生産を行う農業者に対し、国が直接交付。</p> <p>&lt;生産数量目標の設定&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農林水産大臣が、毎年、対象作物ごとの都道府県別の生産数量目標を設定し、都道府県知事に通知。</li> <li>・ 都道府県知事は、農業団体、実需者等の参加を得て協議会を設置。大臣から通知された生産数量目標を基に、協議会の意見を聞いて、市町村別の生産数量目標を設定し、市町村長に通知。</li> <li>・ 市町村長は、農協、農家代表等の参加を得て協議会を設置。知事から通知された生産数量目標を基に、協議会の意見を聞いて、農業者ごとの生産数量目標を設定し、農業者に通知。</li> </ul> <p>&lt;作付面積等の確認&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生産数量目標に即した生産、作付面積の確認については、市町村が、農協、農家代表等の協力を得て確認体制（協議会）を整備し実施。</li> </ul> <p>&lt;交付金の交付&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業者は国に交付申請を行い、国は、市町村が確認した作付面積のほか、農業者の出荷・販売数量、新規需要米の横流れ防止の確認等を行った上で、農業者の指定した口座に直接交付。（交付申請書等の取りまとめは、協議会のメンバーの協力を得て行う。）</li> </ul> |            |
| 予算の状況<br>（単位：百万円） | 22年度予算 561,821百万円  |            |
| 関係職員数             | 22年度：700人程度  |            |
| 事務量（アウトプット）       | 22年度：132万件（22年6月末現在）の加入申請、新規需要米への取組は1万6千件程度の見込み。   |            |
| 地方側の意見            | 戸別所得補償制度の現金給付は（国の設計に基づく機械的事務であり）自治体で対応できる。   |            |
| その他各方面の意見         | 民主党分権調査会「霞が関の解体・再編と地域主権の確立」（2009年4月）において、主な現金給付サービスは国の役割とされている。  |            |
| 既往の政府方針等          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 戸別所得補償制度、食の安全・安心に関する業務等を的確に実施するため、地方農政局傘下の出先機関を65の地域センターに再編すること等を内容とする農林水産省設置法改正案を22年2月9日に閣議決定して、第174回国会に提出。</li> <li>・ 販売農家を対象に、農産物の販売価格と生産費の差額を国から直接交付金として支払うことを基本とする戸別所得補償制度を導入すること等を内容とする食料・農業・農村基本計画を22年3月30日に閣議決定。</li> <li>・ 「戸別所得補償制度」の導入など意欲ある農林漁業者が安心して事業を継続できる環境整備を行い、農林水産業を再生し、食料自給率を50%に向上させることを目指すこと等を内容とする新成長戦略を22年6月18日に閣議決定。</li> </ul>  |            |

|  |  |
|--|--|
| <p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">C - c</div> | <p><u>国と地方の役割分担</u></p> <p>1 この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 戸別所得補償制度は、本年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画の下、食料自給率目標の達成に向けて国家戦略として取り組むものであり、国が主導権をもって制度を運営していくことが必要である。</p> <p>3 本制度の運営には、農家ごとの生産数量目標の設定、生産数量目標に即した生産や作付面積の確認のほか、実需者との契約や販売状況等の確認を行う必要がある。これらは、自給率向上に向けて設定した生産数量目標への全体的な生産誘導と実需者等への安定供給の観点からも国が行う必要がある。</p> <p><u>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</u></p> <p>生産数量目標の設定や作付面積の確認等については、地域の実情に精通している都道府県や市町村に担ってもらうことが効率的であることから、事務の一部を委託することを検討している。</p> <p>しかしながら、戸別所得補償制度は、次のとおり、統計データの整備や新規需要米の横流れ防止を一体的に実施する必要がある独特の設計となっているため、そのような総合的な体制を備えられない都道府県や市町村に、交付金の支払い事務（制度の周知、加入促進を含む）まで委ねることは制度の実行に著しい支障を生ずる。</p> <p>① 戸別所得補償制度の各交付金については、毎年あるいは数年おきに単価を改定する必要がある。この場合、各交付金（全額国費）の財政支出の基礎となる対象作物ごとの正確な生産費、収穫量等の統計データを全国統一した考え方で整理する必要があるが、これらについては、本制度の交付対象者の作付面積等の申請内容を基に母集団を整備し調査するなど統計データの整備業務と一体的に行うことが必要。</p> <p>② 交付金の支払いのためには、実需者との契約や販売状況の確認を行うことになるが、市町村や都道府県をまたがる取引も多く、特に、新規需要米等については、横流れ防止の観点から米トレサ法に基づいて行う監視業務と一体的に行うことが必要。</p> <p>③ 全国統一した支払い基準の下、全国統一した電算システムで処理することになるが、都道府県や市町村に支払いを委ねるとすれば、資金管理や支払いのためのシステムが必要となるとともに、制度変更をするたびに47都道府県分のシステム改修が必要となり著しく非効率。</p> |
| 備考   |  |

事務・権限自己仕分けシート

|                   |  |             |            |
|-------------------|--|-------------|------------|
|                   |  | 出先機関名：地方農政局 | 整理番号（ 30 ） |
| 事務・権限自己仕分けシート（個票） |  |             |            |
| 事務・権限名            | 農業技術の改良及び発達に関する事務  |             |            |
| 事務・権限の概要          | <p>農業生産工程管理（GAP：Good Agricultural Practice）等の導入・推進、新技術の開発ニーズの把握、研究成果の実用化の推進</p> <p>&lt;目的&gt;</p> <p>GAP（農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に即して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価による持続的な改善活動）等の産地における導入を推進することにより、食品の安全性向上、環境保全、労働安全の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化、消費者や実需者の信頼確保に資する。</p> <p>また、農政上の課題や現場の課題に対応し、新品種や革新的な生産技術の開発、新需要を創出する付加価値の高い農産物・食品の開発等の推進に資するため、農山漁村現場レベルでのニーズの把握、技術情報の発信、研究成果の実用化等を進める。</p> <p>&lt;関係する計画・通知等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食料・農業・農村基本計画（平成22年3月閣議決定）</li> <li>・ 新成長戦略（平成22年6月閣議決定）</li> <li>・ 農林水産研究基本計画（平成22年3月農林水産技術会議決定）</li> <li>・ 「農業生産工程管理手法（GAP手法）の導入及び推進について」（平成19年4月6日付け19生産第11号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）</li> <li>・ 「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドラインの策定及び普及について」（平成22年4月19日付け22生産第479号農林水産省生産局長通知）</li> </ul> <p>&lt;出先機関の業務内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治体による国の補助事業等活用の支援</li> <li>・ 国が策定する「GAPの共通基盤に関するガイドライン」等の地方自治体へのきめ細かな情報提供や助言・相談の実施</li> <li>・ 地理的・気象的条件や営農形態に共通項の多いブロック単位での、国直接採択事業による産地での取組支援や、地方自治体間の情報・意見交換の促進</li> <li>・ 地方自治体、関係研究機関、各省出先機関、地場の企業との連携による、新技術開発に対するニーズの把握、新技術の実用化の促進</li> <li>・ バイオマス等の地域資源を活用した新素材・新食品の開発等6次産業化につながる課題の発掘、事業化の支援 等</li> </ul> |             |            |
| 予算の状況<br>（単位：百万円） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産地収益力向上支援事業 1,629の内数</li> <li>・ 強い農業づくり交付金（市町村型） 2,184の内数</li> <li>・ 消費・安全対策交付金 2,686の内数</li> <li>・ 新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業 6,183の内数</li> <li>・ 地域における産学連携支援事業 200の内数</li> </ul>   |             |            |
| 関係職員数             | 20人の業務の一部  |             |            |
| 事務量（アウトプット）       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「GAPの共通基盤に関するガイドライン」の説明会（農政局等の主催7カ所、地方公共団体等他主催説明会への協力3カ所）</li> <li>・ GAPの施策・予算等に関するブロック会議の開催（全国7カ所）</li> <li>・ 産地等に対するGAPに関する助言・指導</li> <li>・ GAP取組状況調査（全国約4,500産地）</li> <li>・ GAP関連事業の実施件数（消費・安全対策交付金計画書協議：41件）</li> <li>・ 新技術開発に対するニーズ（技術的課題）の把握、農政上の課題や現場ニーズに対応する「農業新技術200X」の候補の集約・調整、地域農研センター等との意見交換を行うための「地域研究・普及連絡会議」の開催</li> <li>・ 地方自治体、関係研究機関、各省出先機関、地場の企業との連携による新技術の実用化の促進</li> <li>・ 地域農研センター等との連携による地域マッチングフォーラムの開催、新技術の実用化、地方版アグリビジネスフェアの開催支援</li> </ul>   |             |            |

|  |   |
|--|---|
| 地方側の意見   | 全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（22年7月15日）<br>地方移管する事務  |
| その他各方面の意見  | 個別の指摘事項はなし。   |
| 既往の政府方針等   | 個別の指摘事項はなし。   |
| 自己仕分け<br><br>【仕分け結果】<br><br><div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">C-c</div> | <u>国と地方の役割分担</u><br>1. この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）及び食の安全・安心の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び業務の実施」に該当する。<br>2. 具体的には、食料・農業・農村基本計画や新成長戦略などにおいて、GAPの産地での取組の拡大・内容の高度化の推進、新技術の開発・実用化等が位置づけられており、国として重点的に取り組む必要。他方で、地域の実情に応じた施策の展開が必要であることから、地理的・気象的条件や、営農形態に共通項の多いブロック単位で、GAPや新技術に関する専門知識を有した職員を配置し、農政局を中心とした地域密着型の体制で、産地での取組の支援や、地方自治体及び試験研究機関・大学・民間等の間での情報・意見交換の促進を行ってきたところ。<br><br><u>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</u><br>この業務は、少なくとも14人程度の人員が必要となるが、本省にこれだけの人員を移管して業務を実施することは非現実的である上、各地に出向いての指導・調査業務等が中心となることから、地方農政局において実施することが必要である。 |
| 備考   |   |

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：地方農政局

整理番号（ 3 1 ）

事務・権限自己仕分けシート（個票）

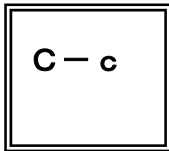
|                   |   |
|-------------------|---|
| 事務・権限名            | 農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）、優良田園住宅の建設の促進に関する法律（以下「優田法」という。）等に基づく地方自治体から国への協議等  |
| 事務・権限の概要          | <p>① 農振法に基づく地方自治体から国への協議等について（農振法第4条第5項）<br/>         農振法に基づき、国が基本指針において全国規模で確保すべき農用地等の面積の目標を定め、各都道府県が基本方針において確保すべき農用地等の面積の目標を設定し、市町村が農振整備計画において農用地区域を設定するという仕組みを通じて、優良農地の確保を図っているところ（国及び都道府県における農用地等の面積の目標を設定することは、昨年の農振法改正により規定）。<br/>         農振法の運用においては、各ブロックごとに配置された地方農政局が、常日ごろから、地域の農業や土地利用に関する情勢を把握しつつ、市町村が定める農振整備計画の農用地区域の変更に係る実態調査等を行い、その結果も踏まえて国と都道府県との間の調整を的確に行うこととしている。</p> <p>② 優田法に基づく地方自治体から国への協議等について（優田法第4条第5項）<br/>         市町村が優良田園住宅建設計画の認定に際して、当該計画区域に2haを超える農地が含まれる場合等に、当該住宅の立地調整を行う。</p>  |
| 予算の状況<br>（単位：百万円） | <p>①について 農地等整備・保全推進費 36百万円の内数<br/>         ②について ー</p>  |
| 関係職員数             | 28名の内数  |
| 事務量（アウトプット）       | <p>①について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食料・農業・農村基本計画の策定に合わせて、基本指針に定める国が確保すべき農用地等の面積の目標もおおむね5年ごとに見直しを行っていくこととなることから、45都府県（地方農政局所管分）との協議（農振法第4条第5項）もおおむね5年ごとに行っていくこととなる。<br/>             具体的には、次のとおり。<br/>             農用地等の面積の目標の達成に向けた業務<br/>             国が定める面積目標と都道府県が定める面積目標との調整 180回程度（1年で1県当たり4回程度。5年ごとに行う。）</li> <li>・ 地方農政局は毎年、都府県が基本方針に定める農用地の面積の目標の達成状況について資料提供を求め、各都府県の当該目標の達成状況を公表する（農振法第5条の2）とともに、各都府県の目標達成状況が著しく不十分であると認められる場合には是正の要求を行うこととなる（農振法第5条の3）。<br/>             具体的には、<br/>             ア 都府県が基本方針に定める農用地の面積の目標の達成状況が著しく不十分である場合には、都府県が当該目標を達成できなかった要因や都府県における今後の農用地等の確保の見通しをヒアリング<br/>             イ 都府県の当該目標が達成できなかった要因として、市町村が定める農振整備計画の農用地区域の変更に係る都府県の同意協議事務処理が適正を欠いていることが考えられる場合には、当該変更について実態調査を行なうことを見込んでいる。</li> <li>・ 農振制度の運用の適正化に向けた業務<br/>             ア 地方農政局管轄ブロック内都府県向け担当者会議（制度改正の説明や農振制度に関する都府県からの照会及び意見交換を行うための会議）<br/>             14回／年（各ブロック別に年2回）<br/>             イ 地方農政局管轄ブロック内都府県及び市町村担当者向け農振制度実務研修会（管内の農振制度担当者向けの講習）<br/>             10回／年（各ブロック別又は県別随時）</li> <li>・ 制度解釈及び事案の相談に関する業務<br/>             ア 市町村等からの地方農政局への相談案件数<br/>             おおよそ200件／1月（平成21年度実績）</li> </ul> |

|           |  |
|-----------|--|
|           | <p>イ 相談事案に係る現地確認、調整<br/>おおよそ 30 回／年（平成 21 年度実績）</p> <p>②について<br/>優良田園住宅を建設予定の事業者等から、優良田園住宅を建設するまでの手続きや優良田園住宅を実際に建設した他地区の事例等について問い合わせ等を受けている。<br/>農林水産大臣（地方農政局長：北海道以外）への協議の件数<br/>過去 3 年間なし<br/>参考 1 農林水産大臣（本省：北海道）への協議の件数<br/>平成 20 年：1 件（5 h a）<br/>平成 19 年：2 件（7 h a）<br/>※ 基本方針策定市町村数：39 市町村（H21 年度まで）<br/>建設計画認定市町村数：20 市町村（H21 年度まで）<br/>参考 2 優良田園住宅促進協議会総会・講演会への講師として出席</p>  |
| 地方側の意見    | <p>「国の出先機関の原則廃止に向けて（平成 22 年 7 月 15 日全国知事会）」</p> <p>①について → 廃止・民営化<br/>②について → 廃止・民営化</p>   |
| その他各方面の意見 | <p>○ 「農地制度改革に関する見解」（平成 21 年 2 月 13 日社団法人日本経済団体連合会農政問題調査委員会）において「地方分権の流れの中でも、国は本来果たすべき役割を重点的に担うべきとされており、国民への食料の安定供給のための優良農地を量的に確保することは国の重要な責務である。とりわけ、全国水準での農地の目標面積を確保するためには、国が地域の実情を踏まえつつも全国的な視野に立ち客観的かつ総合的な判断から一定の関与が可能な制度とする必要がある。従って、農用地区域から転用目的での除外の手続においては、担い手の経営基盤となっている農地については除外を認めないこととともに、協議等の国の関与を行うべきである」とされている。</p> <p>○ 「霞ヶ関の解体・再編と地域主権の確立」（平成 21 年 4 月 22 日民主党次の内閣了承）において、国・基礎的自治体・広域自治体の役割のうち国の役割として「危機管理、治安、食料・エネルギーを含む総合的な安全保障」とある。</p>   |
| 既往の政府方針等  | <p>①について<br/>食料・農業・農村基本計画（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定）において、「新たな農地制度に基づく農地の転用規制の厳格化及び農業振興地域制度の拡充と、これらの適切な運用を通じ、優良農地の確保を実効あるものとする」とされたところ。<br/>農振法に基づく都道府県から国への協議については、地方分権改革推進計画（平成 21 年 12 月 15 日閣議決定）において、国が確保すべき農用地面積の目標と都道府県が確保すべき農用地面積の目標が整合性を持って定められるよう、農振法第 4 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に係る同意を要する協議については存置することが、政府として決定されたところ。<br/>また、昨年 12 月 15 日に国及び都道府県は農用地等の目標面積の設定を行なうこととする農地法等の一部を改正する法律が施行されたところであり、同法附則第 19 条第 4 項において「政府は、この法律の施行後 5 年を目途として、新農地法及び新農振法の施行の状況等を勘案し、国と地方公共団体との適切な役割分担の下に農地の確保を図る観点から、（中略）農地の確保のための施策の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされたところ。</p> <p>（食料・農業・農村基本計画における平成 32 年度の農地面積 461 万 h a（平成 21 年 461 万 h a）<br/>農振法の基本指針における平成 32 年の農用地区域内農地の目標面積 415 万 h a（平成 21 年 407 万 h a）</p> <p>②について<br/>優良田園住宅に基づく市町村から国への協議については、地方分権改革推進委員会第 3 次勧告（平成 21 年 10 月 7 日）において、同一の事案について国（都道府県）が異なる個別具体的な行政目的から重疊的に異なる権限を行使することが可能である場合、又は国（都道府県）が既に行った行政処分の内容と抵触する可能性がある権限を行使する場合であって、私人の権利・義務に関わるものとして、同意を要しない協議を許容するとされており、地域主権戦略大綱（平成 22 年 6 月 22 日閣議決定）においても当該協議については存置。</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>①について<br/>C-c</p> <p>②について<br/>C-c</p> </div> | <p><u>国と地方の役割分担</u></p> <p>1 この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動や地方自治に関する基本的な準則に関する事務」に該当。</p> <p>2 具体的には、①については、農地が国民への食料の安定供給にとって不可欠な資源であることから、優良農地の確保を全国規模で行うことは国の責務。</p> <p>②については、市町村が優良田園住宅建設計画の認定に際して、当該計画区域に2haを超える農地が含まれる場合等に、当該住宅の立地調整を行うのは、農地転用許可権者（4ha以下であれば協議権者）である国の責務。また、仮に当該協議を廃止・民営化した場合には、優良田園住宅の立地に係る土地利用調整が行われなくなり、市町村による当該計画の認定の判断と国の農地転用許可の判断が齟齬を来たすおそれ。</p> <p><u>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</u></p> <p>①について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国が確保すべき農用地面積の目標と都道府県が確保すべき農用地面積の目標が整合性を持って定められるよう同意協議（農振法第4条第5項）を行うこととしている。その際には、都道府県が基本方針に定める農業生産基盤の整備及び開発等の農業振興施策（同条第2項第3号）を参照しつつ、都道府県の定める確保すべき農用地面積の目標の実現可能性を確認し、当該目標の調整を行なうこととしており、全国の各ブロックごとに配置され、常日ごろから、国として地域の農業や土地利用の情勢を把握している地方農政局が当該調整を行うことが適当。</li> <li>・ 地方農政局は毎年、都道府県が基本方針に定める農用地の面積の目標の達成状況について資料提供を求め、各都道府県の当該目標の達成状況を公表する（農振法第5条の2）とともに、各都道府県の目標達成状況が著しく不十分であると認められる場合には是正の要求を行うこととなる（農振法第5条の3）。</li> </ul> <p>具体的には、</p> <p>ア 都道府県が基本方針に定める農用地の面積の目標の達成状況が著しく不十分である場合には、都道府県が当該目標を達成できなかった要因や都道府県における今後の農用地等の確保の見通しをヒアリング</p> <p>イ 都道府県の当該目標が達成できなかった要因として、市町村が定める農振整備計画の農用地区域の変更に係る都道府県の同意協議事務処理が適正を欠いていることが考えられる場合には、当該変更について実態調査等を行った上で、知事の事務の処理が農用地等の確保に支障を生じさせていることが明らかな場合には是正の要求を行うことを見込んでいる。</p> <p>また、是正の要求を行うに当たっては、地方自治法第245条の3に定める関与の基本原則（関与の目的を達成するために必要最小限度のものとする等）を遵守する必要があり、都道府県や市町村との頻繁な打ち合わせや綿密な現地調査による状況把握が必要不可欠であり、常日ごろから、地域の農業や土地利用の情勢を把握している地方農政局が当該調査等を行うことが適当。</p> <p>したがって、本省で当該業務を行うこととなると、土地利用調整の問題が発生している現地と国の土地利用担当部局との間が物理的に遠くなることから、出張費及び移動時間等のコストがかかること、是正要求を行なうまでの状況把握に時間がかかること等により、業務の実施に著しい支障を来たすおそれ。</p> <p>②について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 優田法に基づく協議に当たっては、優良田園住宅建設計画に係る住宅の立地の実態調査を行いながら、立地調整を行うことも想定されるため、本省で当該業務を行うこととなると、土地利用調整の問題が発生している現地と国の土地利用担当部局との間が物理的に遠くなることから、出張費及び移動時間等のコストがかかること等により、業務の実施に著しい支障を来たすおそれ。</li> <li>・ 地方農政局の当該業務担当は複数の業務を兼任で行っており、当該業務以外の業務について引き続き地方農政局の事務・権限を存置することとした場合には、当該業務を引き続き現場に近い地方農政局に行かせたほうが、優良田園住宅建設計画を認定する市町村との間で効率的な業務が可能。</li> </ul> |
| 備考  |  |



事務・権限自己仕分けシート

|   |  | 出先機関名：地方農政局 | 整理番号（ 32 ） |
|---|--|-------------|------------|
| <b>事務・権限自己仕分けシート（個票）</b>  |  |             |            |
| 事務・権限名  | 農山漁村等の総合的な振興計画に係る地方自治体への助言等  |             |            |
| 事務・権限の概要  | <p>地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、豊かで住みよい、アメニティに満ちた農村としていくためには、地域の特性に応じた農業生産基盤の整備、生活環境の整備その他の福祉の向上とを総合的に推進する施策を実施することが必要。</p> <p>このため、地域住民等を始めとする多様な主体の参加の下、地域の将来像や農村振興施策を内容とする農村振興基本計画を作成する必要があり、地方自治体が自主的に行っていく当該計画策定の取組に対して、幅広い政策手法を有する国が助言等を行っている（農村振興基本計画の作成及び運用に係る基本指針（平成13年農林水産事務次官・国土交通事務次官通知））。</p> |             |            |
| 予算の状況<br>（単位：百万円）   | 農村振興目標・方策調査委託 9.6百万円   |             |            |
| 関係職員数   | 14名の内数   |             |            |
| 事務量（アウトプット）   | <p>農村振興基本計画策定市町村数：945市町村（平成13～21年度まで）</p> <p>毎年、年度当初に計画作成予定市町村を把握し、市町村の要望に応じて、基本計画の内容に関するヒアリングを行う等して、助言等を実施。なお、ヒアリングには、計画案の内容に応じて、地方整備局、地方環境事務所に対する参画を要請。</p>  |             |            |
| 地方側の意見  | <p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）</p> <p>→ 廃止・民営化</p>  |             |            |
| その他各方面の意見   | -  |             |            |
| 既往の政府方針等  | -  |             |            |
| 自己仕分け<br><br>【仕分け結果】<br><br> | <p><u>国と地方の役割分担</u></p> <p>1 この業務は、農業の再生の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動や地方自治に関する基本的な準則に関する事務」に該当。</p> <p>2 具体的には、地方自治体の自主的な取組に対して、幅広い政策手法を有する国が、より現場に近い地方農政局において農山漁村等の総合的な振興計画に係る地方自治体への助言等の業務を行うことが適当。</p>   |             |            |
| 備考  |  |             |            |

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：地方農政局

整理番号（ 33 ）

| 事務・権限自己仕分けシート（個票） |  |
|-------------------|--|
| 事務・権限名            | (1) 土地改良事業等の実施（補助事業の計画審査、実施についての指導及び助成）<br>(2) 農山漁村の総合的な振興計画に係る地方自治体への助言等（災害復旧に係るもの）   |
| 事務・権限の概要          | 我が国の優良農業地域を支える農地・農業用水は、ダムや頭首工等の水源施設から用水路、ほ場、排水施設に至るまでの一連の水利システムを形成。<br>国は、地区全体の用排水計画の作成、営農・施設計画を含めたマスタープランを作成した上で、大規模で高度な技術性を有する基幹的施設は国が、それ以下の末端施設は県営事業等により地方が役割分担して整備。<br>補助事業については、規模に応じて、県、市町村、土地改良区等により役割分担して実施。<br>補助金を交付する国は、①直轄事業計画との整合を図ると共に、必要な予算を調整して措置、②土地改良法や補助金適正化法等の諸法令に係る手続きの指導・助言を行う必要があり、地方農政局（農村計画部、整備部）は、<br>①補助事業計画の審査・確認<br>②期間中評価や事後評価<br>③補助金適正化法に基づく手続き<br>（交付申請・変更申請書類の確認、完了後実績報告の審査等） 等の事務を執行。   |
| 予算の状況<br>（単位：百万円） | 【補助事業】 24,027 百万円の内数（H22 予算額）<br>【交付金】 174,600 百万円の内数（H22 予算額）<br>【災害復旧事業】 6,664 百万円の内数（H22 予算額）   |
| 関係職員数             | 492 名の内数   |
| 事務量（アウトプット）       | 【補助事業実施の指導・助言】<br>・ 新規採択（計画審査）地区数：475 地区（H21 年度）<br>・ 継続地区数：約 1,445 地区（H21 年度）<br>・ 地質・地下水に関する現地指導：114 件（H21 年度）<br>・ 期間中再評価：90 地区（H20 年度）<br>・ 事後評価：130 地区（H20 年度）<br>・ 補助金交付実績：101,456 百万円（H21 年度）<br>【交付金事業の適正執行】<br>・ 交付申請書類確認（H22.7 月末現在）<br>農山漁村地域整備交付金で約 180 件（個別地区数約 5,200 件）<br>農山漁村プロジェクト交付金で約 260 件（個別計画数約 170 件）<br>・ 計画内容の確認（土地改良長期計画等との整合等）（H22.7 月末現在）<br>農山漁村地域整備交付金で約 150 件（個別地区数約 5,200 件）<br>農山漁村プロジェクト交付金で約 170 件<br>・ 交付金交付実績（H22.7 月末現在）<br>農山漁村地域整備交付金 約 107,700 百万円<br>農山漁村プロジェクト交付金 約 16,000 百万円<br>【災害時対応】<br>・ 災害の査定箇所及び査定額：9,616 カ所、17,497 百万円（H21 年）<br>・ 災害関連緊急事業の実施地区数：3 地区（H21 年度） |
| 地方側の意見            | 【全国知事会】国の出先機関の原則廃止に向けて（平成 22 年 7 月 15 日）<br>(1) 廃止する事務<br>(2) 国に残す事務<br>【全国市長会】<br>・ 農業農村整備に係る諸施策の継続及び拡充並びに財政措置の充実強化を図ること（H22.6 決議提言事項・全国市長会議決定）<br>【全国町村会】<br>・ 農業農村整備事業の大幅な削減は、食料自給率の向上に不可欠な農業インフラの新規整備だけでなく、既存施設の保守・改修をも後退させるなど、現場が大きく混乱しているので、食料自給率 50% を達成するために必要な予算を確保し、同事業を充実・強化すること（H22.7 平成 23 年度政府予算編成及び施策に関する意見・重点事項）<br>【広島県】  |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>・早期に復旧作業に着手するため、公共土木施設及び農地農林業施設、学校施設等に係る災害査定を早期に実施願いたい。(H22.7)</p>  |
| その他各方面の意見  | <p>○ 「霞ヶ関の解体・再編と地域主権の確立」(平成21年4月22日民主党次の内閣了承)において、国・基礎的自治体・広域自治体の役割のうち国の役割として「危機管理、治安、食料・エネルギーを含む総合的な安全保障」とある。</p>   |
| 既往の政府方針等   | <p>【食料・農業・農村基本計画】(平成22年3月30日閣議決定)</p> <p>○地域の裁量を活かした制度の推進<br/>従来施設ごとに国が一部を補助する施策体系を改革し、地域の創意工夫を活かした新たな交付金を導入する。その際、地域の裁量で実施内容等を選択できる、地域のニーズに即した柔軟な対応を可能とする仕組みとし、地域特性を反映した整備を促進する。</p> <p>○食料自給率の向上等に資する農業生産基盤整備の推進<br/>食料自給率向上を図る上で必要となる、農作物の作付面積の拡大、単収・耕地利用率の向上には、農業生産基盤の整備により、生産性の高い優良農地を確保することが不可欠である。このため、水田の有効活用による麦・大豆の生産拡大を実現する農地の排水対策を重点的に推進するとともに、地下水位制御システム等の新たな技術の導入を推進する。また、米粉用米・飼料用米の生産拡大等に応じて、地域に必要な農業用水を確保できるよう、ハード・ソフト施策の両面からきめ細かな対策を講じる。</p>  |
| 自己仕分け<br><br>【仕分け結果】<br><br><div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">C-c</div> | <p><u>国と地方の役割分担</u></p> <p>○ この業務は、食料の安定供給(食料自給率の向上等)の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>○ 具体的には、農地・農業用水が偏在する生産県(地方圏)が消費県(都市圏)への食料供給を担っている構造を踏まえ、国内需要に適切に対応できるよう安定的な食料供給力を確保することは、全国的な規模や視点に立って行われるべきである。</p> <p><u>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</u></p> <p>補助事業の実施については、平成23年度から特に食料供給力の確保に重要な役割を果たす大規模農業地域で行う直轄事業と一体的に実施する地区等に対象を限定し、交付金の実施については、農林水産政策の目標達成のための重要な手段としての明確化を図る見直しを行った上で、引き続き地方農政局において事務を執行する必要がある。</p> <p>【理由】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該補助事業の適正な執行のためには、事業計画の基本的要件の審査及び補助金適法に基づく遂行状況や実績報告の審査等の補助金執行事務が必要不可欠である。</li> <li>2 ブロック毎に異なる地域特性を踏まえつつ行われる補助事業の進捗管理は、地方自治体との緊密な連絡・調整により行われており、仮に農政局等の職員を本省に引き上げた場合、多数の課(補助事業のみの担当者でも約250名=5~10課に相当)が必要となる上に、補助事業の適正な実施を管理するため、本省から各府県へ職員を出張(あるいは、各道府県から本省へ職員を出張)しなければならない事務作業に著しい支障が生じる。更には、直轄事業との間の進捗の調整についても、本省と県・市町村・土地改良区等との間で、職員の出張を含む連絡・調整を行う必要が生じるため、非現実的である。</li> <li>3 農山漁村地域整備交付金については、平成22年度に農山漁村地域の総合的な整備を推進するために創設されたところであるが、平成23年度に向け、農林水産政策の目標達成のための重要な手段としての明確化を図り、政策目標別の大区分に即した大括り化と、農業生産力等の強化に向けた重点化を図る見直しを行うこととしており、効率的な事務の遂行のためには、多数の農山漁村地域整備計画策定に関する内容相談に対応した的確な技術的助言、補助金適法に基づく遂行状況や実績報告審査等の交付金執行事務が必要であるとともに、農政の重要な政策手段として各地域における政策目標の達成状況の把握、検討を行う必要があり、これを本省だけで実施することは非現実的である。</li> </ol> |
| 備考   |  |

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：地方農政局

整理番号（ 34 ）

| 事務・権限自己仕分けシート（個票） |   |
|-------------------|---|
| 事務・権限名            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地改良事業等の実施（直轄事業の調査、計画等）</li> <li>・ 土地その他の開発資源の調査に関する事務</li> <li>・ 直轄事業の実施や国有財産である国営造成施設の利活用に必要な農業水利調整</li> <li>・ 土地改良事業等の実施（直轄事業の実施）</li> </ul>  |
| 事務・権限の概要          | <p>我が国の優良農業地域を支える農地・農業用水は、ダムや頭首工等の水源施設から用水路、ほ場、排水施設に至るまでの一連の水利システムを形成。</p> <p>国は、地区全体の用排水計画の作成、営農・施設計画を含めたマスタープランを作成した上で、農業水利権の調整を行うとともに、大規模で高度な技術性を有する基幹的施設は国が、それ以下の末端施設は県営事業等により地方が役割分担して整備。</p> <p>国営事業については、農林水産大臣が我が国の食料供給力の確保を図るため、国内食料生産の中核を担う広域の優良農業地域を対象とした国営土地改良事業計画を決定し、採択した事業地区に予算を割当。</p> <p>地方農政局（農村計画部、整備部、事業所等）は、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①管内の土地・水資源及び国営造成施設の状況把握と事業実施に必要な基礎的調査の実施</li> <li>②国営土地改良事業計画案（営農計画、水利計画、施設計画等）の作成</li> <li>③土地改良法に基づく開始手続き</li> <li>④事業計画に基づく事業の実施</li> <li>⑤農業水利権の取得及び更新に係る協議調整</li> <li>⑥期中評価や事後評価等の実施</li> <li>⑦国営土地改良財産の管理 等の事務を執行。</li> </ol>  |
| 予算の状況<br>（単位：百万円） | 85,427 百万円の内数（H22 予算額）  |
| 関係職員数             | 2,743 名の内数（事業所等を含む）   |
| 事務量（アウト<br>プット）   | <p>（調査及び計画に関する事務）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基礎調査、国土・環境保全調査等：102 地区（H21）</li> <li>・ 地質・地下水に関する現地指導 192 件（H21）</li> <li>・ 新規地区に関する調査地区数 56 地区（H21）</li> </ul> <p>（整備の実施に関する事務）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施地区数：83 地区（H21）</li> <li>・ 総受益面積：約 48 万 ha（H21）</li> <li>・ 受益者数：約 61 万人（H21）</li> <li>・ 法手続地区数：7 地区（新規着工：4、計画変更：3）（H21）<br/>（平均法手続期間：概ね 9 カ月）</li> <li>・ 契約工事件数：1,101 件（うち共同工事件数：38 件）（H21）</li> <li>・ 設計業務等件数：1,501 件（H21）</li> </ul> <p>（農業水利権の調整に関する事務）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直轄事業の水利権取得・更新（大臣水利権 205 件、総取水量 約 185 億 m<sup>3</sup>）に係る協議調整に関する事務：44 件（H21）</li> <li>・ 水利用の確保等に係る他省庁から農水大臣への協議に関する事務：174 件（H21）</li> <li>・ 水資源開発基本計画にかかる計画策定・協議調整に関する事務：2 件（H21）</li> <li>・ 渇水時における利水者間の水利調整に関する事務：12 件（H21）</li> </ul> <p>（事業評価に関する事務）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 期中再評価・事後評価地区数：19 地区（H20）</li> </ul> <p>（財産管理に関する事務）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理委託協定の締結：84 施設（H20）</li> <li>・ 土地改良財産の他目的使用等の承認件数：591 件（H20）</li> <li>・ 土地改良財産の改築・追加工事の承認件数：125 件（H20）</li> </ul> |
| 地方側の意見            | <p>【全国知事会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方移管する事務（H22.7.15 国の出先機関の原則廃止に向けて）</li> <li>・ 食料安定供給は国・地方を通じた重要な事務。国は全国的な制度設計や研究開発に基づく技術指針の策定を担い、地方自治体は必要な財源と人員の移譲を受けた上</li> </ul>  |

|                  |   |
|------------------|---|
|                  | <p>で、大規模で高度な技術性を有する基幹的水利施設の整備更新を担うことにより、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水の確保と有効利用は可能であり、当該事務は地方に移譲すべき。なお、広域的かつ大規模で真に国が責任を負うべきものについては、国の業務として引き続き実施すべきという意見があり、今後さらに検討が必要（H20.10）</p> <p>【個別府県】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農村地域の自立、活性化、県民の安心・安全を確保するため、地域ニーズにあった事業が推進できるよう、農業農村整備事業の充実強化を図ること（H22.6 愛知県）</li> <li>・紀の川中・下流域において頻発する溢水被害について、総合的防災対策を図るため国営事業により対応すること（H22.6 和歌山県）</li> <li>・農業基盤等各種公共施設の早期整備を図り災害の未然防止に資するため、これら公共事業の増額に格段の配慮を願いたい（H22.7 広島県）</li> <li>・佐賀平野のクリークの整備は今後とも必要な公共事業であり、国営事業での平成24年度着工に向けて着実に調査を実施すること（H22.6 佐賀県）</li> <li>・国営造成基幹水利施設については、今後、更新需要の増加が見込まれるが、これらは農業生産基盤の根幹を成すものであり、安定した営農の継続の観点から、国の責務として基幹水利施設の計画的な保全・更新を実施すること（H22.8 福島県）</li> </ul> <p>【全国市長会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業農村整備に係る諸施策の継続及び拡充並びに財政措置の充実強化を図ること（H22.6 決議提言事項・全国市長会議決定）</li> </ul> <p>【全国町村会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業農村整備事業の大幅な削減は、食料自給率の向上に不可欠な農業インフラの新規整備だけでなく、既存施設の保守・改修をも後退させるなど、現場が大きく混乱しているため、食料自給率50%を達成するために必要な予算を確保し、同事業を充実・強化すること（H22.7 平成23年度政府予算編成及び施策に関する意見・重点事項）</li> </ul> |
| <p>その他各方面の意見</p> | <p>○施設を管理している土地改良区等からは、国による保全管理、更新について恒常的な要請がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民の食料安定供給確保に資するため、国の責任による基幹的農業水利施設の早急な整備（H22.7 佐賀土地改良区理事長、小城市長、佐賀市長、小城市議会議長、佐賀市議会議長）</li> <li>・地域の持続的な発展と安全安心な食料を安定的に供給する農業生産基盤を強化し、先人の知恵と努力により築き守られてきた施設を確実に子孫に継承していくためには、国営土地改良事業による改修が急務（H22.7 安積疏水土地改良区理事長、郡山市長、須賀川市長、本宮市長、大玉村長、猪苗代町長）</li> <li>・農業水利施設は農業生産に不可欠な基盤であることはもとより、多面的機能を発揮する重要な施設であることから、政府の責任で、基幹的水利施設等を計画的に更新・整備すること（H22.7 中能登町長（協議会長）、石川県土地改良事業団体連合会長）</li> <li>・国の責務として基幹的農業水利施設の計画的な更新・改修等事業を推進していただくよう提案するもの（H22.8 安城市長他矢作川地域広域基盤確立推進協議会員市町長）</li> <li>・公益性、重要性に鑑み、国営造成施設の更新、並びに基幹的な国営造成施設の管理については、国の責任において対応するよう措置（H22.8 南紀用水土地改良区理事長）</li> </ul> <p>○「霞ヶ関の解体・再編と地域主権の確立」（平成21年4月22日民主党次の内閣了承）において、国・基礎的自治体・広域自治体の役割のうち国の役割として「危機管理、治安、食料・エネルギーを含む総合的な安全保障」とある。</p>   |
| <p>既往の政府方針等</p>  | <p>【食料・農業・農村基本計画】（平成22年3月30日閣議決定）</p> <p>○優良農地の確保と有効利用を実現し得る政策の確立</p> <p>また、食料を安定して生産するためには、農地の量的な確保と併せて、農地や農業用水等の整備・保全管理をより効果的・効率的に行うことが欠かせない。このため、地域のニーズに応じて、農地の排水対策、水利施設の補修や更新など、必要な農業生産基盤の整備等を今後とも推進することとする。</p> <p>○国民の食料を支える基本インフラの戦略的な保全管理</p> <p>基幹的水利施設は、我が国の食料生産に不可欠な基本インフラであるが、国や地方公共団体、管理者の財政のひっ迫等により、これらの機能の将来にわたる安定的な発揮に不安が生じている。このため、リスク管理を行いつつ、施設のライフサイクルコストを低減し、施設機能の監視・診断、補修、更新等を機動的かつ確実に</p>   |

|   |  |
|---|--|
| <p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>B-②</p> </div> | <p>う新しい戦略的な保安全管理を推進する。</p> <p><u>移譲の可否の考え方</u></p> <p>農林水産省としては、農地・農業用水が偏在する生産県（地方圏）が消費県（都市圏）への食料供給を担っている構造を踏まえ、国の責務として、国内需要に適切に対応できるよう安定的な食料供給力を確保する必要があるとの考え。</p> <p>直轄土地改良事業は、国内食料生産の中核を担う、水系単位等の広域的な優良農業地域の形成のため、意欲ある多様な農業者の営農を支援する政策と一体的に行われており、国が財産権及び水利権を有する大規模な基幹施設等に限定し、整備更新を実施しているところ。</p> <p>今後、地域主権戦略大綱の趣旨並びに国営土地改良事業の特性を十分に踏まえた上で、以下に掲げる移譲に係る具体的な課題について地方自治体及び施設管理者等の関係者と議論を進めつつ、国営土地改良施設の中で、基幹的役割の比較的小さい「農地の配水管理と密接な関連のある農業水利施設」については、財産、水利権等を移譲し、地域の自主性、自立性を高めるべく、地方移管のための個別協議を試行的に行うことを検討。</p> <p>（国営土地改良事業を地方に移譲する場合に踏まえるべき事業特性）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国営土地改良施設は、広大な一定の面的まとまりをもった地域を対象に、受益者である農家の申請に基づき実施される国営事業により造成され、造成後の施設は、地域の状況に即して、土地改良区等が主体的に管理。</li> <li>○国営事業を契機として、小規模な取水口を合口し、安定的かつ効率的な農業用水の供給を図ってきたが、この際、農業者は、農水大臣が統合後の水利権を管理することを前提として、農業者にとって比較的自由な取水が許容されていた慣行水利権を放棄することを納得。現在に至るまで、安定した農業用水に基づき、安心して営農を継続。</li> </ul> <p>（国営土地改良事業を地方に移譲する場合の課題）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国家的課題<br/>我が国の食料供給を支える生産基盤を国家的観点から保全する仕組みの維持</li> <li>2. 地域の合意形成に係る課題<br/>都道府県との二者協議ではなく、国営造成施設の日常的管理を行う土地改良区等の管理者との協議が不可欠</li> <li>3. 実施体制に係る課題 <ul style="list-style-type: none"> <li>①国から地方へ財産権を移譲することに伴う破損事故等の非常時の責任の明確化</li> <li>②付帯する水利権の移譲に伴う水系に関わる利水者及び河川管理者との利害調整</li> <li>③一の県の範囲内において大きく変動する事業量への対応（施設のライフサイクルの中に、限られた時間で多大な財源と人員を要する更新事業が含まれる＝国の人員・財源を都道府県単位で分散した際の非効率性）</li> <li>④食料供給に大きな影響を与える広域的優良農地における災害時緊急体制のあり方（全国的な要員・資機材の運用等）</li> <li>⑤人員の全国的配置による人件費の抑制、コスト縮減プログラムに基づく入札契約方式の改革など、事業執行上の効率性の確保</li> <li>⑥土地改良事業に係る計画基準、設計基準及び積算基準等の全国的な技術基準の作成と現場適用性を検証した上での基準改訂など、現場技術の積み重ねによる技術力の蓄積と体系化の体制の継承</li> <li>⑦技術者の継続的確保が困難となった場合に、技術力を継承する仕組み（営農計画や用水再編計画などの計画技術と一体的な大規模土木構造物の更新技術を要する大規模事業は一の県の範囲内では定期的に発生しない）の構築</li> </ul> </li> <li>4. 移譲の際の受け皿に係る課題<br/>上述の体制に係る課題の多くが、現在の都道府県という行政単位では解決することが困難であり、広域的な受け皿（利害調整や人員・財源のストックが可能な体制）についての議論を並行して行う必要。</li> </ol> |
| <p>備考</p>   |  |

事務・権限自己仕分けシート

|                   |   |             |            |
|-------------------|---|-------------|------------|
|                   |   | 出先機関名：地方農政局 | 整理番号（ 35 ） |
| 事務・権限自己仕分けシート（個票） |   |             |            |
| 事務・権限名            | 農地の転用に関する事務   |             |            |
| 事務・権限の概要          | <p>昨年12月の改正農地法の施行に伴う新たな農地転用許可制度の理解の促進や、その適切な運用を期して、本年度から、地方農政局においては、農地転用関係事務について、従来の農地転用許可事務（4haを超える大規模な農地の転用許可（農地法第4条及び第5条）及び2ha超4ha未満の農地転用に係る都道府県から国への協議（同法附則第2項））に加え、</p> <p>① 農地転用規制の厳格化に伴う都道府県、農業委員会と住民との紛争等の解決に向けた相談体制を強化する</p> <p>② 都道府県知事が行う農地転用許可事務について実態を適切に調査・分析し、問題点がある場合には必要な措置の内容を検討し、その内容を示して是正の要求を行う等の業務を行っていくこととされたところ。</p>  |             |            |
| 予算の状況<br>（単位：百万円） | 農地等整備・保全推進費 36百万円の内数  |             |            |
| 関係職員数             | 14名の内数  |             |            |
| 事務量（アウトプット）       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農林水産大臣（地方農政局長）による許可件数<br/>平成20年：35件（249ha）<br/>平成19年：85件（571ha）<br/>平成18年：48件（307ha）</li> <li>・ 農林水産大臣（地方農政局長）による協議件数<br/>平成20年：59件（147ha）<br/>平成19年：80件（211ha）<br/>平成18年：86件（215ha）</li> <li>・ 都道府県等からの2ha以下の農地転用案件に係る地方農政局への相談件数<br/>おおよそ200件/月（平成21年度実績）</li> <li>・ 都道府県知事が行う農地転用許可事務について、おおよそ2350件（45都府県×50件）の実態調査を行う見込み。</li> <li>・ 農林水産大臣（地方農政局長）による制度の理解のための会議の開催（平成21年度実績）<br/>ア 地方農政局管轄ブロック内都府県向け担当者会議（制度改正の説明や農地転用許可制度に関する都府県からの照会及び意見交換を行うための会議）8回（各局当たり1回程度）<br/>イ 地方農政局管轄ブロック内都府県担当者向け農地転用実務研修会（権限移譲市町村を含む管内の農地転用担当者向けの講習）7回（各局当たり年1回）</li> <li>・ 農林水産大臣（地方農政局長）が付した農地転用許可に係る条件に違反した者等に対する原状回復命令及び原状回復の代執行</li> </ul> |             |            |
| 地方側の意見            | <p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて（平成22年7月15日）<br/>→ 地方への権限移譲</p>   |             |            |
| その他各方面の意見         | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日本自治体労働組合総連合の農林水産大臣に対する要請書（2009年6月18日）において「…農地転用権限の委譲などがかけられた「地方分権改革」には、慎重に対応すること。」とされている。</li> <li>○ 平成22年4月22日内閣府行政刷新会議規制・制度改革に関する分科会農業ワーキンググループにおいて、佛田利弘委員から「転用権限についての国への権限移譲」が検討課題として提案されている。</li> <li>○ 「霞ヶ関の解体・再編と地域主権の確立」（平成21年4月22日民主党次の内閣了承）において、国・基礎的自治体・広域自治体の役割のうち国の役割として「危機管理、治安、食料・エネルギーを含む総合的な安全保障」とある。</li> </ul>  |             |            |
| 既往の政府方針等          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定）において、「新たな農地制度に基づく農地の転用規制の厳格化及び農業振興地域制度の拡充と、これらの適切な運用を通じ、優良農地の確保を実効あるものとする。」とされたところ。</li> </ul>   |             |            |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>○ 昨年12月15日に農地転用規制の厳格化（例えば、国や都道府県による公共施設（学校、病院等）のための農地転用については、今まで農地転用許可を不要としていたものを、農地転用を行なう事前に農林水産省や都道府県の農地担当部局と協議を行うこととした。）等を内容とした農地法等の一部を改正する法律が施行されたところであり、同法附則第19条第4項において「政府は、この法律の施行後5年を目途として、新農地法及び新農振法の施行の状況等を勘案し、国と地方公共団体との適切な役割分担の下に農地の確保を図る観点から、新農地法第4条第1項及び第5条第1項の許可に関する事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされたところ。</p>   |
| <p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">C - c</div> | <p><u>国と地方の役割分担</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活用や地方自治に関する基本的な準則に関する事務」に該当する。</li> <li>2 具体的には、農地の転用に関する事務については、農地が国民への食料の安定供給にとって不可欠な資源であることから、優良農地の確保を行うことは国の責務。</li> </ol> <p><u>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昨年12月15日に農地転用規制の厳格化等を内容とした農地法等の一部を改正する法律が施行されたところであり、同法附則第19条第4項において「政府は、この法律の施行後5年を目途として、新農地法及び新農振法の施行の状況等を勘案し、国と地方公共団体との適切な役割分担の下に農地の確保を図る観点から、新農地法第4条第1項及び第5条第1項の許可に関する事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされたところ。</li> <li>・ 農地転用許可制度が適切に運用されるために、       <ol style="list-style-type: none"> <li>① 農地転用規制の厳格化に伴う都道府県、農業委員会と住民との紛争等の解決に向けた相談体制を強化する</li> <li>② 都道府県知事が行う農地転用許可事務について実態を適切に調査・分析し、問題点がある場合には必要な措置の内容を検討し、その内容を示して是正の要求を行う</li> </ol> <p>等の業務を行っていくことを踏まえると、地方農政局の事務・権限を存置することが必要。本省で当該業務を行うこととなると、土地利用調整の問題が発生している現地と国の土地利用担当部局との間が物理的に遠くなることから、出張のための準備、出張費及び移動時間等のコストがかかり、業務の実施に著しい支障を来すおそれ。</p> <p>また、農林水産大臣（地方農政局長）が行なう農地転用許可に係る違反転用行為は、地方農政局長が原状回復に必要な措置を行わなければならないこととされており（農地法第51条及び農地法施行令第39条）、本省で当該業務を行うこととなると、例えば、違反転用行為により放置された大量の残土が周辺農地を隆起させ耕作に悪影響を及ぼすような事態が発生した場合に、迅速な対応が出来ないことから、国民の財産に重大な被害をもたらす可能性がある。</p> </li> </ul> |
| 備考   |  |



事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：地方農政局

整理番号（ 36 ）

| 事務・権限自己仕分けシート（個票） |   |
|-------------------|---|
| 事務・権限名            | 都市計画法に基づく国土交通大臣との調整   |
| 事務・権限の概要          | 都市計画法第23条第1項の規定に基づき都市計画区域の整備、開発及び保全の方針のうち区域区分の決定の有無及びその方針並びに区域区分の都市計画について国土交通大臣との協議を行うとともに、その際市街化区域に編入される区域の実態調査等を行っている。  |
| 予算の状況<br>（単位：百万円） | 土地利用調整等調査費等 5百万円  |
| 関係職員数             | 13名の内数  |
| 事務量（アウト<br>プット）   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農林水産大臣（地方農政局長）による都市計画区域の整備、開発及び保全の方針のうち区域区分の決定の有無及びその方針に係る協議の件数<br/>平成21年：39件<br/>平成20年：6件<br/>平成19年：22件<br/>（平成22年6月現在で56件調整中）</li> <li>・ 農林水産大臣（地方農政局長）による区域区分の都市計画に係る協議の件数<br/>平成21年：62件<br/>平成20年：24件<br/>平成19年：48件<br/>（平成22年6月現在で72件調整中）</li> <li>・ 都市計画法に基づく農林水産大臣と国土交通大臣との調整は、事前調整から都市計画決定まで1案件当たりおおよそ1か月半から10か月弱要する。<br/>※ なお、調整期間は、市街化区域への編入地区数、同地区に含まれる農地面積及び同地区が農業基盤整備事業の受益地であるか否かで変動する。</li> <li>・ 土地利用調整制度の普及・啓発（平成21年度実績）<br/>ア 地方農政局主催による都道府県担当者会議の開催（制度改正の説明や区域区分の都市計画制度に関する都道府県からの照会及び意見交換を行うための会議）7回（各局当たり1回）<br/>イ 地方農政局等主催による管内土地利用調整制度検討会の開催（管内都道府県の担当者向けの勉強会）7回（各局当たり1回）</li> <li>・ 地方農政局への土地利用調整制度に関する都道府県からの相談件数<br/>おおよそ年／50件</li> <li>・ 地方農政局において本事務を担当する部署では、自然公園法に基づく自然公園区域等や鳥獣保護法に基づく鳥獣保護区域等の調整を地方環境事務所と行なっている。平成21年度実績：44件</li> </ul> |
| 地方側の意見            | 全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて（平成22年7月15日）<br>→ 地方への権限移譲   |
| その他各方面の意見         | －   |
| 既往の政府方針等          | 都市計画法に基づく国土交通大臣との調整については、地方分権改革推進委員会第3次勧告（平成21年10月7日）において、都道府県の都市計画区域の整備方針等の策定に係る農林水産大臣の協議は、地域における主体的なまちづくりを行うため、区域マスタープランの決定等に係る関係大臣への協議、意見聴取に係る事務は都道府県及び市町村に移譲し、都道府県及び市町村において協議手続が完結するようにすべき（※ 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針のうち区域区分に関する都市計画について農業振興地域と市街化区域が重複する場合に限り、農林水産大臣への協議を許容）とされていたところ、地方分権改革推進計画（平成21年12月15日閣議決定）において、当該調整は現行制度のまま存置することとされたところ。  |

|   |   |
|---|---|
| <p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px 0;">C - c</div> | <p><u>国と地方の役割分担</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動や地方自治に関する基本的な準則に関する事務」に該当する。</li> <li>2 具体的には、農地が国土交通省と農林水産省との間の調整を経ずに市街化区域に編入されることとなると、農地転用が届出のみで可能となるため、農地の総量確保を図っていく上で支障を生ずるおそれがあることから、当該調整は国が行なう必要。</li> </ol> <p><u>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通省との調整の際には、市街化区域に編入される区域の実態調査等を行っていることから、本省で当該業務を行うこととなると、土地利用調整の問題が発生している現地と国の土地利用担当部局との間が物理的に遠くなるため、出張費及び移動時間等のコストがかかること等により、業務の実施に著しい支障を来たすおそれ。</li> <li>・当該調整は、国土交通省地方整備局が地方農政局に対して行うものであり、現場に近い両省の出先機関担当者が行うことで当該業務を効率的に行うことができることから、引き続き地方農政局の事務・権限を存置することが必要。</li> </ul> <p>なお、当該調整は、国土交通省が所管する都市計画法第23条第1項に基づき行っているものであることに留意する必要。</p> |
| <p>備考</p>   |   |

事務・権限自己仕分けシート

|  |  |             |            |
|--|--|-------------|------------|
|  |  | 出先機関名：地方農政局 | 整理番号（ 37 ） |
| <b>事務・権限自己仕分けシート（個票）</b>   |  |             |            |
| 事務・権限名   | 土地改良事業及び交換分合計画の認可や土地改良区の監督等の事務   |             |            |
| 事務・権限の概要   | 土地改良法等に基づき、以下の事務を実施している。<br>① 2以上の都府県にわたる土地改良区に対する許認可・検査等の監督<br>② その重要性にかんがみ都道府県から要請を受けて実施する土地改良区に対する検査等の監督<br>③ 都道府県域の土地改良区、市町村等を会員として構成される都道府県土地改良事業団体連合会に対する許認可・検査等の監督<br>④ 都道府県等からの個別土地改良区や換地計画をはじめとする土地改良事業に関する問い合わせへの対応  |             |            |
| 予算の状況<br>（単位：百万円）  | -  |             |            |
| 関係職員数  | 51名の内数   |             |            |
| 事務量（アウトプット）  | 【許認可等の事務】<br>・許認可等の実施件数：54件<br>・土地改良区等への検査実施件数：159件<br>【土地改良区等の指導・監督等に関する業務】<br>・土地改良区の統合整備や運営に関して都道府県に行った指導・助言（対象地区数）：2,168地区<br>・土地改良区における施設の円滑な管理に関する都道府県土連等に対する指導・助言：140回<br>【集団化事業（換地・交換分合）に関する業務】<br>・換地計画に関して都道府県等に行った指導・助言（対象地区数）：918地区<br>・都道府県の換地処分遅延地区解消計画への助言（対象地区数）：100地区<br>・土地改良事業の測量結果についての国土調査法第19条第5項の認証事務：321地区<br>【その他】<br>・土地改良区等に対する各種研修等講師：97回<br>・都道府県からの問い合わせ件数：約1,050件<br>・その他国民からの問い合わせ件数：約650件<br>（平成21年度） |             |            |
| 地方側の意見   | 全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）<br>都道府県区域の団体に対する指導監督は地方に移管  |             |            |
| その他各方面の意見  | -  |             |            |
| 既往の政府方針等   | -  |             |            |
| 自己仕分け<br><br>【仕分け結果】<br><br><div style="border: 2px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">C - c</div> | 国と地方の役割分担<br>○ この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務」に該当する。<br><br>○ 具体的には、<br>① 2以上の都府県にわたる土地改良区に対する許認可・検査等の監督<br>② その重要性にかんがみ都道府県から要請を受けて実施する土地改良区に対する検査等の監督<br>③ 都道府県域の土地改良区、市町村等を会員として構成される都道府県土地改良事業団体連合会に対する許認可・検査等の監督<br>④ 都道府県等からの個別土地改良区や換地計画をはじめとする土地改良事業に関する問い合わせへの対応  |             |            |

等の業務を実施しているところである。

- 「①2以上の都府県にわたる土地改良区に対する許認可・検査等の監督」については、単一の都府県では行うことができず、また、こうした土地改良区が農業用水に関する都府県間の利害調整を行っている場合もあることから、円滑な土地改良事業の実施を確保する上で、国が実施する必要がある。
- 「②その重要性にかんがみ都道府県から要請を受けて実施する土地改良区に対する検査等の監督」については、国営土地改良事業実施地区など食料安定供給上重要な地区や重大な問題事案が生じた地区を主たる対象として、都道府県からの要請により検査を実施しているものである。なお、都道府県区域の土地改良区等に対する許認可・検査等の監督の事務は既に自治事務として都道府県知事に事務・権限を移譲し、基本的には都道府県が実施している。
- 「③都道府県区域の土地改良区、市町村等を会員として構成される都道府県土地改良事業団体連合会に対する許認可・検査等の監督」については、都道府県土地改良事業団体連合会は、
  - ・ 国営造成施設（国有財産）の管理主体たる土地改良区に対する施設の管理に関する技術的な指導や災害や事故の発生時における支援
  - ・ 国営土地改良事業の調査・設計や換地事務など国の施策への協力。等の業務を行っている。

特に、現在、国として国営造成施設をはじめとする土地改良施設の長寿命化対策を推進することとしており、その中で都道府県土地改良事業団体連合会は、土地改良区等に対する支援を通じて、土地改良施設の適切な保全管理を図る上で重要な役割を果たすことが求められている。

このため、都道府県土地改良事業団体連合会の業務の適切な実施に必要な財政基盤・組織体制の確保ができなければ、国営造成施設等の円滑な管理や災害等の発生時における的確な対応、国営土地改良事業の実施に支障が生じる等のおそれがあることから、都道府県土地改良事業団体連合会の指導・監督の事務については、国が実施する必要がある。

さらに、都道府県土地改良事業団体連合会は、全国土地改良事業団体連合会と一体となって土地改良区に対する指導を統一的に行っていることから、その指導・監督は全国的な視点に基づき行われる必要があることから、国が実施する必要がある。

（なお、都道府県土地改良事業団体連合会に対する検査については、都道府県知事も実施できることとされているが、これまで都道府県が実施した事例は承知していない。）
- 「④都道府県等からの個別土地改良区や換地計画をはじめとする土地改良事業に関する問い合わせへの対応」については、
  - ・ 日常的な土地改良区の運営指導方針や全国的に推進している土地改良区の統合整備など運営基盤強化に向けた都道府県への助言
  - ・ 関係権利者間の複雑な権利関係の調整を要する集団化事業の円滑な実施に向けた都道府県等への助言等を行っているものであり、国の政策の的確な実施に資するものであり、かつ、多数の事例の情報を活かすことが適当であるものであることから、国が実施する必要がある。

本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由

- 土地改良事業等に対する許認可や監督等の事務については、既に都道府県区域の土地改良区等に係るものは、自治事務として都道府県知事に事務・権限を移譲しており、国が実施することとしているものは、2以上の都府県にまたがるもの、国の政策の実現や国有財産の管理等国の責務と密接に関連しているものに限定されている。

したがって、これらの業務を都道府県等地方自治体に移管することは、業務の的確な実施を確保する上で著しい支障が生じることとなる。
- これらの事務については、
  - ① 全ての都府県の担当部局、全ての都府県にある都道府県土地改良事業団体連合会等を対象に実施するものであり、本省よりも事務の対象に近接し、それぞれ

|    |  |
|----|--|
|    | <p>れの管内地域の実情に精通した地方農政局を活用して実施することが効率的であること</p> <p>② 特に、都道府県土地改良事業団体連合会、約 700 程度ある国営事業関連の土地改良区に対する検査については、直接出向いて実施するものであることから、地方農政局を活用することが効率的であるとともに機動的な対応も可能となること</p> <p>から、地方農政局の事務として実施する必要がある、本省のみで実施することは著しい非効率が生じることとなる。</p> |
| 備考 |  |

事務・権限自己仕分けシート

|                          |  | 出先機関名：地方農政局 | 整理番号（ 38 ） |
|--------------------------|--|-------------|------------|
| <b>事務・権限自己仕分けシート（個票）</b> |  |             |            |
| 事務・権限名                   | 都市農村交流に関する事務（①地方自治体に対する支援、②民間に対する支援）   |             |            |
| 事務・権限の概要                 | ① 法令関係業務…法律に基づく計画の事前審査、計画記載内容の関係省庁との調整、現地指導、疑義照会対応 等<br>② 補助事業等関係業務…事業の事前説明、申請相談、企画書の内容確認、事業採択、実施計画の審査・承認、割当内示・交付決定、現地指導、実施報告書等の受付・審査・決裁 等<br>③ その他…優良事例の発掘・紹介、先進事例の情報発信、関係省庁との連携（観光連携会議、地域活性化推進連絡会議）、市民農園調査、税制関係調査、現地調査、研修会講師、会計検査対応、個別案件処理 等   |             |            |
| 予算の状況<br>（単位：百万円）        | 916 百万円  |             |            |
| 関係職員数                    | 61 人の内数  |             |            |
| 事務量（アウトプット）              | ○法令関係業務（平成 21 年度実績） <ul style="list-style-type: none"> <li>●法律に基づく計画の策定・変更の事前審査等                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・農山漁村活性化法に基づく活性化計画 新規 256 件</li> <li>・農村地域工業等導入促進法に基づく実施計画 変更 10 件</li> <li>・観光圏整備法に基づく観光圏整備計画 新規 12 件</li> </ul> </li> <li>●計画に基づく事業等の推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;農山漁村活性化法関係&gt;                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地指導 44 地区</li> <li>・法令の疑義照会対応・相談受付 約 1000 件</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※参考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農山漁村活性化法に基づく活性化計画 継続 633 件</li> <li>・農村地域工業等導入促進法に基づく実施計画 継続 1,891 件</li> <li>・余暇法に基づく市町村計画 454 件</li> </ul> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○補助事業関係業務（平成 21 年度実績 農政局分）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>●事業計画の審査・承認、割当内示・交付決定等                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども農山漁村交流プロジェクト対策交付金 新規 45 件、継続 45 件</li> <li>・広域連携共生・対流等対策交付金 新規 17 件、継続 21 件</li> <li>・農山漁村活力再生・支援事業 新規 28 件</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: right;">計 156 件</p> <p>※1 件ごとに、申請相談、事業採択、実施計画の審査・承認等、年間を通じて約 8～10 の事業実施手続を実施</p> |             |            |
| 地方側の意見                   | 「国の出先機関の原則廃止に向けて（平成 22 年 7 月 15 日全国知事会）」 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 地方自治体に対する支援→廃止・民営化</li> <li>② 民間に対する支援→地方へ権限委譲</li> </ol>  |             |            |
| その他各方面の意見                | -  |             |            |
| 既往の政府方針等                 | 【食料・農業・農村基本計画（平成22年3月閣議決定）】<br>第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策<br>3. 農村の振興に関する施策<br>（2）都市と農村の交流等<br>① 新たな交流需要の創造<br>訪日外国人や、観光・行楽部門の消費が多い高齢者等、農村への旅行者として十分に開拓されていないターゲットに対して積極的にアプローチし、新たな交流需要を創出することが必要である。このため、「訪日外国人3000万人プログラム」との連携や、多様な主体の連携による都市と農村の共生・対流の推進に加え、体験コンテンツの開発など観光関係者と農村地域が連携して行う取組を促進する。  |             |            |

|   |  |
|---|--|
|   | <p>② 人材の確保・育成、都市と農村の協働<br/> 農村が人材不足等の構造的な問題を抱える一方で、都市においては農村に関心を<br/> 持つ者が多く存在することに着目し、都市と農村地域をつなぎ、都市部の人材等を<br/> 活用する取組を推進する。<br/> また、都市部のNPO、企業、大学等多様な主体との協働により、それらの者が持<br/> つ新たな視点、手法で農村の地域資源の発掘・活用を推進する。</p> <p>③ 教育、医療・介護の場としての農山漁村の活用<br/> 農山漁村における安らぎ、癒しの機能や、農作業等の体験を通じた教育的効果、<br/> 心身機能の回復・向上や健康の維持・増進等、農林水産業・農山漁村が有する教育、<br/> 保健・休養等の多面的機能に注目し、都市と農山漁村、関係府省が連携して、農山<br/> 漁村を教育、医療・介護の場として活用するための施策を推進する。その際、これ<br/> らの機能の効果を調査・検証し、具体的な施策の実施につなげる。<br/> また、子どもを農山漁村に宿泊・滞在させるとともに、農林水産業等の体験を行<br/> わせ、当該地域の人々との交流を深めるなどの取組も重要である。こうした取組に<br/> ついては、農山漁村への経済効果のほか、子どもの生きる力を育むなど、教育的な<br/> 効果を得られていることを踏まえ、関係府省で連携し、受入体制の整備等を促進す<br/> る。</p> <p>(3) 都市及びその周辺の地域における農業の振興<br/> 新鮮で安全な農産物の都市住民への供給、身近な農業体験の場の提供、災害に備<br/> えたオープンスペースの確保、ヒートアイランド現象の緩和、心安らぐ緑地空間の<br/> 提供といった都市農業の機能や効果が十分発揮できるよう、これらの機能・効果へ<br/> の都市住民の理解を促進しつつ、都市農業を守り、持続可能な振興を図るための取<br/> 組を推進する。このため、これまでの都市農地の保全や都市農業の振興に関連する<br/> 制度の見直しを検討するとともに、市民農園や農産物直売所等の整備、都市住民の<br/> ニーズを踏まえた市民農園・体験農園等における農業体験や交流活動の促進等、都<br/> 市農業振興のための取組を推進する。</p> |
| <p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>C - c</p> </div> | <p><u>国と地方の役割分担</u></p> <p>○ この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）や農業の再生の観点から国<br/> の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項において<br/> は、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策<br/> 及び事業の実施」に該当する。<br/> 具体的には、都市農村交流に関する事務は、</p> <p>① 大都市圏と農村部をつなぐ全国的な交流を促進するものであり、全国規模での<br/> 相互の体制整備、情報発信が求められること</p> <p>② 税制・政策金融等の支援措置、規制・法律等の特例措置などについて、多くの<br/> 施策分野にわたり一体的な制度設計が求められること</p> <p>から、国が実施する必要。</p> <p>○ また、法律に基づき地方自治体で作成する計画等の事前調整・審査や補助事業の<br/> 事業計画の審査・承認等については、受入側の農村部の活性化だけではなく、都<br/> 市住民が農村で活動する機会の創出や都市住民に対する食や農村地域について<br/> の理解の促進等の大都市圏側に対する効用も勘案し、当該法律や補助事業に基づ<br/> く支援措置等の効果が最大限に発揮されるよう、本省と各農政局それぞれの知見<br/> を有機的に連携させることで、全国的な視点からの施策の実行ができる国が実施<br/> する必要。</p> <p><u>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</u></p> <p>○ 都市農村交流に関する事務について、多くの政策分野にわたる制度設計に加え<br/> て、地方自治体で作成する計画の事前審査、補助事業の事業計画の審査・承認、<br/> 各種相談受付等の膨大な事務作業や、現地指導、地域の優良事例の発掘・紹介等<br/> の地域と直接関わる事務等の全てを本省のみで実施することは、業務の適切な実<br/> 施に著しい支障を来すおそれ。</p>  |
| <p>備考</p>   |  |

事務・権限自己仕分けシート

|  |   |             |            |
|--|---|-------------|------------|
|  |   | 出先機関名：地方農政局 | 整理番号（ 39 ） |
| <b>事務・権限自己仕分けシート（個票）</b>   |   |             |            |
| 事務・権限名   | 地すべり等防止法の規定による地すべり防止区域及びぼた山崩壊防止区域の指定及び廃止に関する事務  |             |            |
| 事務・権限の概要   | <p>国は、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）に基づき、国土保全と民生の安定のため、公共の利害に密接な関連を有する地すべり地域を地すべり防止区域として指定している。</p> <p>地方農政局では、都道府県から指定申請が行われる予定の地すべり地域について、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 公共性・緊急性の評価</li> <li>② 必要に応じ、地形、地質、地下水、土地の滑動状況等に関する現地調査</li> <li>③ 地すべり滑動や発生要因の想定、必要な防止対策の検討</li> <li>④ 適正な防止区域設定についての都道府県に対する指導・助言</li> <li>⑤ 防止区域指定の必要性を記した意見書を付し本省への進達を行っている。</li> </ol> <p>なお、地すべり防止区域の指定は、その後の工事や管理までも含めた地すべり対策の流れの中の 1 つの手続である。</p> |             |            |
| 予算の状況<br>（単位：百万円）  | —   |             |            |
| 関係職員数  | 14 名の内数   |             |            |
| 事務量（アウト<br>プット）  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地すべり防止区域指定数：平成 17 年度 10 区域、18 年度 7 区域、19 年度 11 区域、20 年度 10 区域、21 年度 9 区域（21 年度末までの指定区域数 1,946 区域）</li> <li>・ 地すべり対策事業採択地区数：17 年度 35 地区、18 年度 37 地区、19 年度 31 地区、20 年度 41 地区、21 年度 34 地区</li> <li>・ 現地調査及び指定申請に関する相談件数：46 件（21 年度）</li> <li>・ 地すべり対策事業における現地指導件数：136 件（21 年度）</li> </ul>   |             |            |
| 地方側の意見   | 全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて（平成 22 年 7 月 15 日）」<br>地方移管  |             |            |
| その他各方面の<br>意見  |   |             |            |
| 既往の政府方針<br>等   | 【食料・農業・農村基本計画（平成 22 年 3 月 30 日）】<br>第 3 の 3 の（4）の⑤<br>豪雨、地震、地すべり等自然災害が増大する状況等を踏まえ、快適で安全・安心な農村生活を実現するため、地域の創意工夫を活かしながら、集落基盤の計画的な整備や、ハード・ソフト施策一体となった災害に強い農村づくりを、関係府省が連携して推進する。  |             |            |
| 自己仕分け<br><br>【仕分け結果】<br><br><div style="border: 2px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">C-b</div> | <p>地すべり防止区域の指定は、土地改変等行為の制限を伴うため、地すべりメカニズムの的確な把握と公共性・緊急性の評価を行った上で厳格な区域設定を行う必要があること、国指定である砂防指定地や保安林との調整が必要なことから、引き続き国で実施する必要がある。</p> <p>一方、新たに防止区域に指定される区域数が減少し、年度により区域指定に地域的偏りが出てきたことから、これまで地方農政局が担っていた区域指定に係る業務を本省に引き上げて実施することを検討する。</p>  |             |            |
| 備考   |   |             |            |



事務・権限自己仕分けシート

|                   |   |             |            |
|-------------------|---|-------------|------------|
|                   |   | 出先機関名：地方農政局 | 整理番号（ 40 ） |
| 事務・権限自己仕分けシート（個票） |   |             |            |
| 事務・権限名            | 土地改良事業等の実施（地域協議会等に対する支援）  |             |            |
| 事務・権限の概要          | <p>○ 農村の過疎化・高齢化等の進行に伴い、全国的に農地・農業用水等の資源の適切な保全管理が困難化。食料供給力の維持・向上や多面的機能の発揮のためには、国の制度設計の下で地域における資源の保全管理活動が適切に行われるよう支援することが必要。</p> <p>○ 農地・水・環境保全向上対策では、交付金を国→地域協議会→活動組織のルートで給付するとともに、地域の実情に応じ道府県単位、郡単位、市町村単位で設置され、地方公共団体及び関係組織により構成される地域協議会に幅広い裁量を認めている。</p> <p>○ 地方農政局では、国の予算・制度に係る事務を行っており、具体的には、①地域協議会への交付金の交付、②制度の適切な実施の指導や制度内容の周知徹底、③地域協議会の裁量により追加する活動要件の承認等を実施。</p>   |             |            |
| 予算の状況<br>（単位：百万円） | 農地・水・環境保全向上対策（所要額） 27,202 百万円（H22）  |             |            |
| 関係職員数             | 28名の内数  |             |            |
| 事務量（アウトプット）       | <p>① 交付金の交付申請・実績報告等の審査事務 &lt;交付実績&gt; 22,516 百万円（H21）</p> <p>② 地域協議会の設立・変更の承認 198 協議会（H19～H21）</p> <p>③ 地域協議会の裁量により追加する活動要件の承認<br/>農地・水向上活動：43 協議会、農村環境向上活動：8 協議会（H19～H21）</p> <p>④ 事業実施に係る指導・助言事務<br/>&lt;地域協議会数&gt; 126 協議会（H21）<br/>&lt;活動組織数&gt; 18,764 組織（H21）<br/>&lt;活動対象面積&gt; 992 千 ha（H21）<br/>&lt;活動対象者数&gt; 144 万人・団体（H21）</p> <p>⑤ 会計経理の検査事務<br/>・毎年度、活動組織から抽出して証拠書類等を検査<br/>&lt;年間検査組織数&gt; 530 組織（H21）</p> <p>⑥ 事例収集や会議開催等の情報提供事務<br/>&lt;年間事例収集実績&gt; 446 地区（H21）<br/>&lt;年間会議開催実績&gt; 182 回（H21）</p> |             |            |
| 地方側の意見            | <p>【全国知事会】国の出先機関の原則廃止に向けて（平成 22 年 7 月 15 日）<br/>・地方移管（現金給付型事務であるため制度設計等は国が実施）</p> <p>【三重県】<br/>「集落機能の維持に向けて、新たな直接支払いの導入にあたっての現行の農地・水・環境保全向上対策や中山間地域等直接支払制度に取り組む地域の熱意が持続・向上される制度設計と、円滑な制度移行」（平成 23 年度 国の予算編成等に関する提言書）</p> <p>【全国町村会】<br/>農地・水・環境保全向上対策等については、それぞれ条件不利地域における耕作放棄の防止や水路・農道の管理、また、地域資源の適切な保全等を実施する集落維持活動において不可欠な制度として定着しているため、戸別所得補償制度とは趣旨や支払い要件が全く異なることを整理した上で、恒久的な制度とすること。（H22.7 平成 23 年度政府予算編成及び施策に関する意見・重点事項）</p>   |             |            |
| その他各方面の意見         |   |             |            |
| 既往の政府方針等          | <p>【食料・農業・農村基本計画（平成 22 年 3 月 30 日）】<br/>第 3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策<br/>3. 農村の振興に関する施策<br/>（4）集落機能の維持と地域資源・環境の保全<br/>③ 農地・水・環境保全向上対策<br/>農地・水・環境保全向上対策は、農地、農業用水等の資源や環境の適切な保全管</p>   |             |            |

|   |   |
|---|---|
|   | <p>理等を促進することを目的として、「地域ぐるみでの効果の高い共同活動」と「農業者ぐるみでの先進的な営農活動」に対する支援策として実施されているものである。平成 22 年度には、本対策についての中間評価を実施し、共同活動の強化や環境保全型農業の推進等を図る観点から、これまでの実績や現場の意見も踏まえ、効果と課題を明確化する。</p> <p>その上で、中山間地域等直接支払制度や、環境保全機能の維持・向上に関する直接的な助成手法（例えば「環境支払」）のあり方も含め、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等の多面的機能の維持の観点から、今後の施策のあり方について検討する。</p>   |
| <p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;">C - c</div> | <p><u>国と地方の役割分担</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上）、食の安全・安心の確保の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第 1 条の 2 第 2 項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</li> <li>○ 具体的には、食料供給力の維持・向上や多面的機能の発揮のために、国が制度の基本的枠組みと活動の指針を定め、全国で統一的な基準のもとに実施すべき。</li> <li>○ 本対策は、地域の資源保全管理の形態に応じて用途の自由度が高い制度設計をしているところであり、地域間において格差が生じないようにするためには、制度設計者たる国は、全国の実情を承知し、必要に応じて現場に赴き、運用に係る指導・助言や適正な交付金の活用を確保するための検査等を実施すべきである。</li> <li>○ 仮に、地域協議会、活動組織に全面的に委ねることとなると、用途の自由度が高い本制度では、制度の趣旨に沿わないような使い方がなされる可能性があり、単にパラマキになりかねず、国による事後チェックの仕組みが必要。</li> </ul> <p><u>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方農政局では、本対策に係る 126 の地域協議会への交付金の交付事務や、評価のための管内データ・事例の収集等を行っており、これら事務を人員が限られている本省のみで行うことは、円滑・迅速な政策の執行に著しい支障をきたす。</li> <li>○ このため、現在地方農政局が行っている当該事務を本省で行うこととした場合、最大で 28 人を本省に移管する必要がある。</li> <li>○ また、上述の指導・助言、検査等の実施に際しては、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付金の交付対象となる活動組織は 19,514 組織と多数に上り、地域農業の実態を熟知した上での多様な地域性に応じた対応が求められること</li> <li>・ 抽出検査及び現地確認等のために全国の活動組織へ職員が出向くことから、本事務を本省において限られた人員で取り組むことは、行政コストがかかり、業務の実施に著しい支障が生ずる。</li> </ul> </li> </ul> |
| 備考  |   |

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：地方農政局 整理番号（ 4 1 ）

| 事務・権限自己仕分けシート（個票） |  |
|-------------------|--|
| 事務・権限名            | 中山間地域等における農業の生産条件に関する不利を補正するための支援  |
| 事務・権限の概要          | <ul style="list-style-type: none"> <li>①交付事務関係…交付申請、概算払い、実績報告等の受付・審査・決裁等</li> <li>②実施状況調査、制度評価…証拠書類等の抽出検査及び現地確認、検収・確認、分析、報告等</li> <li>③指導、助言関係…担当者会議、疑義照会対応等</li> <li>④情報発信関係…優良事例収集・取りまとめ、現地調査、研修会講師等</li> <li>⑤その他…知事特認の調整、予算調査、財務省予算執行調査、会計検査対応、個別案件処理等</li> </ul>  |
| 予算の状況<br>（単位：百万円） | 中山間地域等直接支払交付金 26,100 百万円<br>中山間地域等直接支払推進交付金 374 百万円  |
| 関係職員数             | 14 名の内数  |
| 事務量（アウトプット）       | <ul style="list-style-type: none"> <li>①交付事務関係                             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 交付申請書類等の受付・審査等                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付申請書受付審査(事前相談及び修正指導を含む) : 約 310 件(平成 21 年度)</li> <li>・ 概算払請求書受付審査(事前相談及び修正指導を含む) : 約 190 件(平成 21 年度)</li> <li>・ 実績報告受付確認 : 45 件</li> </ul> </li> <li>(2) 交付金交付実績(平成 21 年度)                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本体交付金 : 51,772 百万円(地方負担分も含む)</li> <li>・ 推進交付金 : 342 百万円</li> <li>・ 交付市町村数 : 1,008 市町村 締結協定数 : 28,765 協定</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>②実施状況調査、制度評価                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施状況調査(見込み、確定) : 90 件(45 都府県で各 2 回実施)</li> </ul> </li> <li>③指導・助言関係                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地調査・指導(集落や市町村) : 85 件(平成 21 年度)</li> <li>・ 疑義照会対応 : 2,821 件(平成 21 年度)</li> <li>・ 担当者会議 : 90 回(45 都府県で各 2 回実施)</li> </ul> </li> <li>④情報発信関係                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 優良事例調査 : 62 件(平成 21 年度)</li> </ul> </li> <li>⑤その他                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算調査 : 45 件(45 都府県で実施)</li> </ul> </li> </ul> |
| 地方側の意見            | 国の出先機関の原則廃止に向けて（平成 22 年 7 月 15 日全国知事会） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方移管（現金給付型事務であるため制度設計等は国が実施）</li> </ul> 第 2 期対策の最終年度であった平成 21 年度において、制度の継続・恒久化への要望が多数寄せられた。（全国知事会ほか都道府県、市町村、議会など 147 件）                     【全国知事会】                     「中山間地域における農業生産の継続や多面的機能の確保のため、平成 22 年度以降も中山間地域等直接支払制度を継続するとともに、事業要件の緩和を図ること。」                     （平成 21 年 7 月 14 日 平成 22 年度国の施策並びに予算に関する提案・要望）  |
| その他各方面の意見         |  |
| 既往の政府方針等          | 【食料・農業・農村基本計画(平成 22 年 3 月 30 日)】                     第 3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策                     3. 農村の振興に関する施策  |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>(4) 集落機能の維持と地域資源・環境の保全</p> <p>② 中山間地域等直接支払制度</p> <p>中山間地域等は、流域の上流部に位置すること等から、水源かん養、雨水の一時的な貯留、土砂崩壊防止等の国土保全上の多面的機能を発揮し、これによって、下流部の都市住民を含む多くの国民の生命・財産と豊かな暮らしが守られている。しかしながら、中山間地域等では、高齢化が進行する中で、平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利であることから、農業者の減少、耕作放棄地の増加等により、災害の発生頻度が高まるなど、多面的機能が低下し、国民全体にとって大きな経済損失が生じることが懸念されている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、農業生産条件の不利を補正するための中山間地域等直接支払制度を引き続き実施することにより、耕作放棄地の発生防止と解消を図り多面的機能を確保する。その際、高齢化の進行を踏まえ、高齢者へのサポート体制や集落間の連携等安定的な受け皿を作ることにより、農業生産活動の維持を図っていく。なお、本直接支払制度については、戸別所得補償制度の検討と併せて、現行の予算措置を法律上の措置とすることを含め、今後の施策のあり方を検討する。</p> <p>また、意欲ある多様な農業者の育成・確保や生産性の向上等を推進するなどにより、中山間地域等における自律的かつ安定的な農業生産活動を促進する。</p>  |
| <p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>C-c</p> </div> | <p><b>国と地方の役割分担</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）や農業の再生の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当。</li> <li>○ 具体的には、中山間地域等の有する多面的機能が発揮されることにより、下流部等の都市住民を含む多くの国民の生命・財産と豊かな暮らしが守られているため、全国規模で統一的な基準の下に適正に条件不利地域への支援を行う必要がある。このため、国と地方自治体が適切に役割分担をすることが重要であり、国が交付金の1/2を確保し、国→都道府県(1/4)→市町村(1/4)のルートで交付金を給付することが必要。</li> </ul> <p><b>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方農政局では、 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 300件に及ぶ交付申請の審査をはじめ</li> <li>(イ) 制度の適切な実施の指導や疑義回答</li> <li>(ウ) 地方公共団体が適切に制度を運用しているかについての現地検査等を行っており、これら事務を人員が限られた本省のみで行うことは、円滑・迅速な政策の執行に支障をきたす。</li> </ul> </li> <li>○ このため、現在地方農政局が行っている当該事務を本省で行うこととした場合、最大で14人を本省に移管する必要がある。</li> <li>○ また、上述の指導・助言、検査等の実施に際しては、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付金の交付対象となる協定数は28,765協定と多数に上り、地域農業の実態を熟知した上での多様な地域性に応じた対応が求められること</li> <li>・ 抽出検査及び現地確認等のために全国の協定締結地域へ職員が出向くことから、本事務を本省において限られた人員で取り組むことは、行政コストがかかり、業務の実施に著しい支障が生ずる。</li> </ul> </li> </ul> |
| <p>備考</p>  |  |

事務・権限自己仕分けシート

|                   |  |             |             |
|-------------------|--|-------------|-------------|
|                   |  | 出先機関名：地方農政局 | 整理番号（ 4 2 ） |
| 事務・権限自己仕分けシート（個票） |  |             |             |
| 事務・権限名            | 農林水産業に関する統計調査の実施   |             |             |
| 事務・権限の概要          | <p>1 農林水産統計は、本省・地方統計組織が一体となり、農林水産行政を支える情報インフラとして、食料安全保障に不可欠な農地等の国内資源量、農林漁家の経営状況、農林水産物の生産・流通・消費からなるフードシステム全体に関する統計数値を把握することを目的として、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づき実施している。</p> <p>2 農林水産統計の分野では、平成 18 年 6 月に閣議決定された総人件費改革に伴い、国の農林統計職員を平成 17 年度の約 4,100 人から本年度（平成 22 年度）の約 2,200 人にほぼ半減するプログラムを実行しており、これに対応するため、農林水産統計の調査業務については、調査員調査化、郵送調査化等の徹底したアウトソーシングを推進しており、国の職員が直接実査を行う調査は戸別所得補償制度の実施に不可欠な農業経営統計調査（生産費等）及び作物統計調査（面積、単収等）に限定している。</p> <p>3 このような中、農林水産統計を支える地方統計組織の主な業務の内容については、以下のとおり。</p> <p>① 調査対象の選定・調査協力の確保<br/>         〈調査対象数（全国）〉 ・職員調査 約 1 万農家<br/>         約 4 万 8 千ほ場等<br/>         ・調査員調査 約 5 万客体<br/>         ・郵送調査 約 22 万客体</p> <p>② 調査票の配布・回収（職員、民間調査員、郵送）</p> <p>③ 生産コスト・収入等の農家等からの聞き取り<br/>         〈経営統計調査の調査農家・・・全国で約 1 万農家〉<br/>         米の作付面積・収量（予測を含む）の実地での計測<br/>         〈作物統計調査の調査ほ場・・・全国で約 4 万 8 千カ所等〉</p> <p>④ 調査票の審査・疑義照会（調査の補完を含む）</p> <p>⑤ 民間調査員の管理・指導 等<br/>         〈民間調査員・・・全国で約 1 万 4 千人〉</p> |             |             |
| 予算の状況<br>（単位：百万円） | 6,441 百万円（本省経費も含む。）  |             |             |
| 関係職員数             | 2,178 人（平成 22 年度末定員数）  |             |             |
| 事務量（アウト<br>プット）   | 調査結果の公表<br>・年次統計調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85 本<br>・年次以外の統計調査（毎月、四半期、半期）・・・・160 本  |             |             |
| 地方側の意見            | <p>○ 全国知事会の「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成 22 年 7 月 15 日）では、農林水産業に関する統計調査については「廃止・民営化等する事務」と整理されており、都道府県側で本業務を引き受けることは考えられていない。</p> <p>○ 全国市長会から、平成 21 年 12 月、国が公表している市町村別統計について、「農業産出額のデータ公表は、平成 19 年度から都道府県単位とされたが、今後の農業政策策定に当たって各市町村との比較分析等が行えるよう、市町村別データも公表すること。」との要望が提出された。（これを受けて、一部の品目について市町村別統計を復活させることができないか検討中。）</p>  |             |             |
| その他各方面の<br>意見     | <p>○ 内閣府統計委員会産業統計部会長報告（21 年 9 月）（抜粋）<br/>         この数年間に、農林水産統計組織は大幅な人員縮小を余儀なくされ、農林水産政策に必要と考えられる統計ですら十分に作成できない状況になっていて、ましてや公共財としての統計の維持は危機的な状況にあります。また、農林水産統計調査は、他の統計調査に比べ、高い専門性が要求される調査でもあり、アウトソーシングも容易ではありません。農林水産統計の品質と精度維持を確保するため、</p>   |             |             |

|   |  |
|---|--|
|   | <p>これ以上の調査内容の削減や人員等統計資源の縮小に歯止めがかけられるべきと考えます。</p> <p>○ 民主党 分権革命ビジョン 中間報告（18年3月29日）<br/> 「中央政府の権限及び事務」の中で「所得の確保と再配分のための現金給付サービス」等中央政府が実施すべき事務に必然的に付随する仕事として「国家的統計」があげられている。</p>  |
| <p>既往の政府方針等</p>   | <p>〔食料・農業・農村基本計画（22年3月30日閣議決定）（抜粋）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戸別所得補償制度の本格実施</li> </ul> <p>戸別所得補償制度の本格実施に当たっては、平成22年度のモデル対策の実施状況を踏まえて、<u>まずは恒常的に販売価格が生産費を下回っている米、麦、大豆等の土地利用型作物を対象に制度設計を行うこととするが、具体的な対象品目については、生産費等のデータの充実を図りつつ、更に検討を進める。</u></p> <p>（中略）</p> <p>なお、<u>制度の円滑な実施に必要なデータを把握するため、所要の統計を整備する。</u></p>  |
| <p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>C - c</p> </div> | <p><u>国と地方の役割分担</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</li> <li>農林水産統計は、現在、総人件費改革に伴う国の農林統計職員の半減（約4,100人→約2,200人）に対応するとともに、戸別所得補償制度の円滑な推進を図るため、本制度を基軸とした再構築を行っている。再構築に当たっては、国の職員が直接実査を行う調査を戸別所得補償制度の実施に不可欠な農業経営統計調査（生産費等）及び作物統計調査（面積、単収等）に重点化するとともに、調査員調査化等の徹底したアウトソーシングを推進している。</li> <li>現在でも重点的に国の職員が実査を行っている農業経営統計調査及び作物統計調査については、 <ol style="list-style-type: none"> <li>これらの調査の結果が、戸別所得補償制度等において、国が財政支出を行う際の直接的な算定根拠となっていることから、国が、広域的な体制により、全国統一基準の下で、正確性・客観性をもって行うことが不可欠であるとともに、</li> <li>その実施に当たって、農林水産統計に関する訓練を長年受け、農業簿記等の農業経営に関する専門知識や病虫害の影響等の農業生産に関する専門知識を有する国の職員でなければ正確な統計の作成ができない</li> </ol> <p>ことから、国の職員が直接実査を行うことが必要である。</p> <p>一方、更なるアウトソーシングの推進については、現在行っている民間へのアウトソーシングにより、調査員調査におけるミスの多発、郵送調査における有効回答率の著しい低下といった問題が発生し、職員によるとりまとめの際の補完作業の増大を招いており、さらに、調査内容が簡易・定型的な調査に導入した市場化テスト（民間委託）においても、調査結果の報告が遅延したり、調査票データの審査が不十分であったりするなどの支障が生じており、更なるアウトソーシングの推進は困難である。</p> <p>さらに、農村部に基盤を置き、全国的ネットワークを有する民間調査会社等は存在しないことから、農林水産統計を全面的に民営化することは非現実的。</p> </li> </ol> <p><u>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>農林水産統計については、本省が企画・設計、地方出先機関が実査等を担う体制で調査を実施しているが、これを地方公共団体が実査等を担う体制とした場合には、 <ol style="list-style-type: none"> <li>平成12年度のセーフガードの発動や昨年度の戸別所得補償制度への対応等、その時々々の農政の重要課題に必要な調査に対する現場段階での機動的な対応ができない</li> <li>農林水産統計調査は、生産費等を調べる農業経営統計調査、作付面積や単収等を調べる作物統計調査等、高い専門性を必要とするが、一般的に地方公共団体職員の人事は部門間の異動が普通であり、そのサイクルも短いことや国の政策の実施に必要なデータを提供するための専門家を育成して常時一定数確保しておくインセンティブに欠けることから、統計のスペシャリストが育たず、農</li> </ol> </li> </ol> |

|    |   |
|----|---|
| 備考 | <p>林水産統計調査を適切に実施できない</p> <p>(3) 農林漁家の側から見ると、国の農林水産統計組織と違って、地方公共団体は税務等の部門を抱えており、職員がどの部門に異動になるか分からず、協力しにくいことから、必要な統計データを収集することが困難になる</p> <p>(4) 農林水産統計の調査結果は、戸別所得補償制度等において国が財政支出を行う際の直接的な算定根拠となっているが、農林水産統計調査に携わる者がスペシャリストでない場合には、国がマニュアル等を定めても各地で調査方法にばらつきが生じることとなり、例えば、米戸別所得補償モデル事業で生産費に1%の誤差が生じれば、百数十億円規模で財政支出に影響することになる</p> <p>(5) 戸別所得補償制度の対象品目は、22年度にモデル的に実施している米から畑作物（麦、大豆、そば、なたね等）等にも拡充することとされており、これら品目の単価設定に必要な生産費や単収の調査は、品目ごとの栽培面積も勘案して、全国的な視点から、調査客体・調査箇所を選定し、それに応じた人員配置を行う必要があるが、都道府県ではこのような広域的な人員調整は困難といった、著しい支障が生ずる。</p> <p>2 さらに、戸別所得補償制度の周知・加入促進、農業者から提出される申請書の審査等の交付金交付業務については、統計調査業務を通じて現場を熟知している農林水産統計職員が統計調査業務と一体のものとして行うことが必要である。（なお、農林統計職員が農林漁家を訪問すれば、農林水産政策全般に関する質問を受けることになることから、農林水産統計調査は経験のある国の職員が実施することが効果的・効率的である。）</p> <p>3 以上のことから、農林水産業に関する統計調査の実施については、引き続き国の出先機関で実施する必要がある。</p> |
|----|---|